

COP6での議論についての説明会

日 時：平成12年12月14日(木) 14:00～16:30

場 所：国立オリンピック記念青少年総合センター

(財) 国際緑化推進センター

C O P 6（気候変動枠組条約第6回締約国会議）での議論についての説明会

日時：平成12年12月14日（木）

場所：国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟401号室

内容：

- ・挨拶 山口国際緑化推進センター専務理事

- ・講演 「京都メカニズムにかかる議論について」

井上 幹博氏

（林野庁 計画課 海外林業協力室 海外植林推進調整官）

- ・会場からの質問

「CDM植林プロジェクトにかかる技術的課題について」

小松 敬氏

（林野庁 計画課 海外林業協力室 海外技術班担当課長補佐）

- ・会場からの質問

- ・参考資料－両講師の講義レジメ・資料

○司会 これから本日の説明会を始めたいと存じます。大体4時30分ぐらいまでの予定で開催いたします。

本日はお忙しいところご出席いただきまして大変ありがとうございます。

最初に主催者であります国際緑化推進センターの専務理事、山口の方からご挨拶を申し上げます。

○山口 国際緑化推進センターの専務の山口でございます。

本日は師走の大変慌ただしい中、特にまた寒い日でございますが、皆様にはご熱心にもどもこの会合にご出席いただきまして本当にありがとうございます。

皆様ご承知のように、ことしCOP6が11月13日から25日にかけて、オランダのハーグで開催されました。この結果につきましては既に報道等で十分ご承知と思いますが、結局、結論を得ずに、持ち越しまして、来年にかけて再開COP6、COP7というような形で検討されることになり、最終的にはまとまるのを願望しているところでございます。

COP6をひかえての国際的議論の状況等の説明会ということで、去る7月14日に、私も第1回のこういう会を設けさせていただきました。今回は第2回の会合でございまして、COP6での議論につきまして、一番新しい情報をご提供できたということ、この説明会を設けさせていただいたわけでございます。

大変お忙しい中を、講師といたしまして林野庁の井上海外植林推進調整官、それから海外協力室の小松課長補佐のお二人に講師を依頼いたしました。お二人には大変お忙しい時期に、わざわざ時間をおつくり頂きまして大変ありがとうございます。

井上さんには、京都メカニズムにかかわる論議、特にCDMを中心とする論議について、ひとつご披露いただきたいと思います。また、小松さんにはCDM植林プロジェクトにかかわる技術的な課題等についてお話しいただく予定になっております。これから4時半までの間、お二人にお話を伺います。

また私も、これに関連致しまして、年明けの2月1日、2日に、海外からの方々も招きまして、意見交換のフォーラムを開きたいと考えております。その節には、またぜひご参加いただきたいということをお願い申し上げまして、簡単ですが、開催に当たってのあいさつとさせていただきます。

どうも本日はありがとうございます。（拍手）

○司会 どうもありがとうございました。

ここで資料の説明をいたします。一つ、本日の説明会次第とそれに添付した資料がございます。これは井上海外植林推進調整官のご講義の資料でございます。それから、もう一つの「CDM植林プロジェクトにかかる技術的課題」の資料につきましては、小松課長補佐の資料でございます。

そのほかに若干のものをお入れしております、一つはご案内というのがございます。これは今、山口専務理事の方から申しあげました2月1日、2日の国際フォーラムのご案内でございます。申込書もつけておりますので、ご希望の方はこれで申し込んでいただきたいと存じます。場所はこのオリンピック記念青少年総合センターの国際会議場で、同時通訳を入れながらやりたいと考えおります。よろしくお願いいたします。

あと印刷物が2つありまして、1つは私どもの情報誌の「緑の地球」の55号で、もう一つの印刷物につきましては、7月4日に開きました第1回目の説明会の報告書でございます。以上が資料でございます。

本日は、お手元の説明会次第に沿ってやっていきたいと存じます。真ん中に休憩を挟みまして、最初に井上海外植林推進調整官をお願いいたしまして、後半、小松課長補佐をお願いいたします。それぞれのご講演が終わったところで、ご質問を受けたいと存じます。

それでは、早速ですが、井上幹博海外植林推進調整官をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○井上 ただいまご紹介にあずかりました林野庁海外林業協力室の井上でございます。

ここにお集まりいただきました皆様方には、常々海外の緑化に大変ご関心を持たれ、またご協力いただいていることに感謝申し上げます。また、きょう、この会議を主催していただきます国際緑化推進センターさんにつきましても、私どもと意思疎通を図りながら海外の緑化についてのいろいろな取り組みに協力いただいていることに感謝申し上げる次第でございます。

私の方からは、只今、ご紹介がありました資料に基づきまして、今回11月にハーグでありましたCOP6での議論、とくに「京都メカニズム」に関する議論についてのご報告をさせていただきたいと思っております。

まず林野庁内の分担について申し上げますと、地球温暖化対策の中で、吸収源につきましては、私ども林野庁が技術的な観点からの対応をやらせていただいているわけです。林野庁の中では国内の森林をどのくらい見るかというセクションが別にありますが、私どもの海外協力室では海外の途上国などで緑化等に協力して、それを地球温暖化防止のどのような効果として見るかという部分を担当しており、今日はそのような立場から説明させていただきます。

日本が6%削減という約束の中で、国内の森林をどのくらい見るかというのは非常に大きな問題なんですけれども、きょうは、これをちょっと離れまして海外の森林をどう評価していくかという面から、つまり京都メカニズムにおける森林の扱いにつきまして私の方から全体を説明させていただきます。後半には小松の方から技術的な問題点につきまして説明を致すということでやっていきたいと思います。

まず、私の幾つかの資料ですが、レジメの2枚紙があります。大体このような並びで話をしていこうと考えていますが、若干あちこちに議論が飛ぶかもしれません。その点はお容赦いただきたいと思います。

最初に、このレジメの1枚目を見ていただきたいと思うんですが、非常に難しい言葉が並んでおります。皆様方の中には、これについて相当熟知されている方と、もうちょっとここが知りたいという方もいらっしゃると思います。私どもは、吸収源がどのようにかかわっていくかという部分につきましては、一生懸命やっているんですが、京都メカニズム全体ということになりますと、これは一人だけでは手に負えない部分があります。一応、議論の事項としましては全部網羅しておりますが、きょうは、さわりぐらいを述べさせていただくことでご容赦いただきたいところも多いので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

さて、この京都メカニズムですが、ご存じのように3つに分かれておりまして、1つが、今回の一番の主題でありますCDMというものです。これは、Clean Development Mechanismとして京都議定書の第12条に述べられているものですが、先進国と途上国が協力して、途上国で事業を行った分を、先進国の約束の達成のために使えるというものです。数値約束をしているのは先進国だけで、途上国側は数値約束をしていないのですが、途上国でやったCO₂の削減事業を先進国に移転するためには、やはりちゃんとしたルールをこしらえないと、これはまたルーズだとか、いろいろな非難を受けますので、その辺はしっかりした議論を行っているところです。これがCDMです。

それともう一つは、共同実施、J Iがありますが、これは京都議定書の第6条で規定されており、先ほどのCDMが先進国と途上国との間の事業であるのに比べて、J Iは先進国と先進国の間の事業です。先進国同士は、どのくらいCO₂を減らすかという約束をしている国同士ですので、余り詳しいルールづくりは必要ないという理解で各国とも納得しながら、仕組みづくりについて取り組んでいる状況です。

それともう一つは、排出量、排出権の取引というもので、京都議定書第17条に規定されています。これは先進国が約束期間の最後になって約束数値をどうしても達成できないという事態は当然予想されるわけですから、余剰分を国と国との間で取引して約束達成に使うという仕組みです。

今回、COP6では、こういう3つの京都メカニズムの仕組みについて全部話し合おうということだったんですが、時間的な制約が非常に厳しかったことから、ほとんどの時間がCDMの議論に費やされてしまいました。このため、共同実施と排出量取引については十分な議論がされませんでしたし、私どももどうしても一番の問題点が、やはりCDMですので、本日は主にCDMについて話させていただきます。

議論の概要についてですが、第1週と第2週、実は第1週はCOP6ではありませんで、第2週からがCOP6の本番、ここから閣僚級の会議が始まりまして、この中では時間が限られているということが目に見えておりましたので、とにかく議論の収斂を図っていくという観点から、会議手順につきましてもいろいろな工夫がされたというところから、まずお話ししたいと思います。

まず、資料1ページ、1として21日から23日のサブグループによる閣僚級交渉というのがあります。この直前まで堂々めぐりの議論が続いていましたが、閣僚級会議になって議論の収斂を図らなければならないということから、4つのサブグループに分けて議論をしていくことになりました。

ここでは、「Box」という言葉を使っておりますが、グループをA B C Dの4つのBoxに分けることになりました。

BoxAは途上国問題で、Capacity Building, 技術移転、資金などを扱うグループです。

次にBoxB、ここでは今回、私のお話のテーマの京都メカニズムが話し合われました。川口環境庁長官は、このBoxBの議長に選ばれていました。議長は先進国と途上国から一人ずつ出るということから、途上国からはブラジルの環境大臣が選ばれておりますが、川口長官が大変努力して議論をリードしていたというふうに感じております。

Box Cなのですが、これは京都議定書 3 条 3 項、4 項に係る吸収源について議論を行っています。

後でもちょっと述べますが、Box C の吸収源、これは原則的には国内森林をどう評価するかが話し合われているんですが、今回の COP 6 のちょうど中盤直前から、京都メカニズムのグループというのは議論すべき事項が大変たくさんあって、その中でも吸収源を CDM に含むか含まないかという議論がまずあるわけですが、この議論を京都メカニズムのグループでやっていくと、とてもじゃないけれども、いつまでたってもその他の議論に入れないということ、それと、やはり吸収源 CDM の問題というのは、3 条 3 項、4 項という技術的問題を議論をしてきたグループにまずやってもらって、その結果を京都メカニズムのグループにインプットしてもらうというのが本筋ではないかということから、今回は第 1 週の後半から第 2 週の Box C で大きな議論がされております。これは後でまた申し上げます。

それと、最後の Box D、これは政策措置。これは悪口を言ってしまうと、お経みたいなものなんですが、いわば前文といったものです。そのほかに順守。これは各国が自分の削減約束を守れなかったときは、どういう罰則を設けるか設けないかというような話です。それともう一つ、各国はどのような内容の報告を事務局にすべきかという報告の問題、そういうものが Box D で話合われました。

それでは、具体的にサブグループで議論されたことについて、Box B のサブグループの中を見てみますと、(3) に示すように、大体 7 つぐらいが挙げられます。

①は CDM の執行理事会の構成と、COP/mop の関係。これは実際に CDM を立ち上げてやっていこうというときには、やはり何らかの管理機関というものが必要で、これは必ず設けなければならないという理解です。 締約国会議 COP は、京都議定書が発効した後は COP/mop と称することになっていますが、COP/mop の下に置かれる機関が執行理事会であり、それを先進国、途上国でどういう構成にしようかという問題です。

②は、CDM の対象事業の要件です。これにつきましては、CDM は一般的には大体どの事業も入るという理解が以前からあるんですが、ただ、吸収源につきましては、これが京都議定書ではその中に入るかどうかははっきりしていないわけです。 京都議定書の中の後ろ Annex A として、これこれのガスとこれこれの分野について排出削減の対象にしましょう、という項目が掲げられています。この中には、吸収源分野が入ってい

ないということから、吸収減に反対する国は、CDMの対象はAnnex Aに掲げられたものにすべきという議論を、理屈として展開しております。

他方、京都議定書第2条の政策措置には、植林であるとか、森林経営というのは地球温暖化防止に大きな役割を果たすという規定がしてあるのだから、当然CDMの中を含めるべきだという一方の理屈があり、いろいろ対立して、今回決着を見るに至らなかったのです。

それと、対象事業の中で、新聞などでも見かけていると思いますが、原子力の利用についても大きな議論になっております。

③は資金の追加性ですが、これはODAにつき特に日本が非常に強調していたものです。ODAについてもCDMの事業に使えるべしと日本は主張しているんですが、当然、途上国にとっては既存のODAがCDMの方に振り向けられると、それは困るというふうな考えがすぐ出てくるわけです。この辺を言葉としてどう整理するかということが課題でした。COP6がまとまっていなかったから、各国に了解されているというわけにはなりませんが、ある程度の言葉の整理はされております。

④は補足性です。一国のガスを排出できる「権利」というとちょっと変なんですけど、削減約束の中で、どのくらいの割合を排出量の取引だとか、CDMで海外から持ってこれるとか、補充していいのかということです。特にアメリカは、こういうものを数値では規定すべきではないという立場であり、我が国とかカナダ、豪州とかも同じ立場です。

一方では、EUは自国の努力を厳しく見るべきだという立場であり、この辺も議論のまとまりがついていない部分です。

⑤はShare of proceedsの適用の拡大です。CDMにつきましては、あがった収益の何%かを、気候温暖化で悪い影響を受ける途上国の支援に使えるという規定がありますが、こういう課金を共同実施とか、排出量取引にも適用させようという発想で途上国から意見が出ております。これについては先進国、もちろんEUも、アンブレラグループのアメリカとか日本も、当然反対という立場です。

⑥は排出量取引の責任です。このLiabilityの問題は、例えば取引したときの責任者をどちらにするかという原則的な話です。よく物を買ったときも、売り手、買い手のどっちが責任を持っているのだという問題が起こります。例えば肉を買った場合に腐っていたらどこが責任を持つのだとか、商品によっていろいろそれぞれの責任があるのでし

ようけれども、こういう責任問題の議論です。それとあと、量的に、自国の持ち分の何%をそういう取引でやっていいのかという問題、この辺が、この⑥の議論です。

最後に⑦ですが、fungibilityについては、同価性とか、互換性とか訳しています。これは例えばCDMで得たクレジットを、ほかの国に売っていいとか、いけないとかの議論です。共同実施で得た量、CDMで出たクレジット、いろいろなものがありますが、そういうものを自由にほかの国に移転していいのかどうかという議論です。この辺が、それぞれ非常に複雑に絡み合っておりまして難しい議論になりました。

資料の次のページを見ていただきますと、COP 6も最後に近づきました11月23日になりましてブロンク議長が、今までの議論を踏まえて、個人の責任ということを前提に提案を行っております。これは「ブロンク ノート」とか「ブロンク ペーパー」とかっていますが、別添資料として英文が全部で14ページのものであります。このうち、吸収源関係につきましては、未定稿ですけれども、一応仮訳をつけておりますので参照していただきたいと思います。それまでの議論を総括して、まとまりは、こんなところでどうなんですか、これを踏まえて、また議論をしてください、というものがブロンク議長のノートです。

今回、COP 6が最後は不調に終わったため、公式的なペーパーというのは、実をいいますとこれぐらいしかありません。この後も閣僚級でEUと日米加等のアンブレラグループ国間で、いろいろな議論が行われているわけですが、その辺のものが、今もまだ続いていて、どう収まりがつかかわからないという状況です。

私の方からペーパーとしてお示しできるのはこれのみですが、これを見ていただいて、現在、新聞等でも相当情報がありますけれども、どんなふうに議論がいつているのかという把握のための一つの基礎にしたいしたいと思います。

ブロンク ペーパーは、私ども日本の立場、これはアメリカ、カナダ、豪州とかのアンブレラグループ全体としての立場でもあるのですが、全体としては、私どもに対して厳しいペーパーになっております。

内容を簡単に見てみますと、(2)の1)からshare of proceeds、これは利益の分配と訳しておりますが、これはBox Aのところで記述されております。CDMから発生するクレジットの2%を基金に入れる、という案が示されております。このパーセンテージというのはほんとは何%が適当なのか、ちょっとよくわからないという面があると思うんですが、一応ブロンクペーパーでは2%という提言がされております。また、

森林保全等の分野は、このような温暖化適応措置推進の活動に含まれますよと記されています。これは私どもにとっては、それなりに、評価できる話ではないかと思います。

2) は C D M 理事会の構成です。これは国連の地域割に基づく区分でどうですかと述べています。 A O S I S と書いてありますが、サモアとかキリバスのような洋上の小さな国々です。そういうふうな国々については代表 1 名を認めましょうということです。結局、全部で 16 名という案になっております。

繰り返しになりますがこのブロンクペーパーは、どれが合意されたとかいうのはありませんので、それを頭に置きながら見ていただきたいと思います。

3) は、C D M における対象事業です。この中では、原子力につきましては、使用を控えるという表現になっております。吸収源につきましては、新規植林、再植林に限定して認めるという表現ぶりになっております。これは先ほども申しましたように、Box B の京都メカニズムのグループでは、吸収源の議論が時間的にも非常に厳しいということで、Box C の吸収源のグループで議論してもらった、その結果をある程度受けて、ブロンク議長がこのような表現にまとめたということです。

4) の補足性につきましては、これは、ぼやとした表現ですが、先進国にとって、特にこの中の、「主として」というところがポイントになる表現だと思いますが、「主として 1990 年以降の国内行動により目標を達成しなければいけない」という書き方です。

それと責任問題すなわち liability につきましては。これは量的なものだけをここに書いておきましたけれども、30%を取引に使っていいものとしています。

6) の fungibility ですが、C D M につきましては、他国への取引はだめですよ、自国の約束達成のためだけに使います、という書き方になっております。

7) は C D M の地理的偏在の解消ということで、これは O D A を活用することによって地理的偏在を防げるという我が国の主張でもあります、その主張が取り入れられて「C D M プロジェクトの公的資金は現行の O D A に追加的であればよい」という表現になっております。

最後に 8) ですが、共同実施の手続についてです。これにつきましては、最初にも申しましたが、京都議定書第 6 条の先進国同士の J I 事業につきましては、C D M と同じような厳しい手続は必要としない、という表現になっております。これは、もちろん排

出削減の約束を負っている国同士の話でありますので、これは当然の表現かなという感じでとらえております。

全体としては、こんなようなブロンク議長のペーパーになっております。

このペーパーを踏まえまして、EU、それと日米以下のアンブレラグループ、それと途上国、いろいろな勢力同士が話し合いを行ってきたわけなんです、最後に川口長官も記者会見でも言っておりましたように、いろいろな要素が複雑に絡み合っていて、ジグソーパズルの、最後までを当てはめることができなかったという感想を漏らされた結果となりました。

もちろん、吸収源をどれだけ見るかとか、海外における吸収源のCDMをどう取り扱うという問題も、非常に大きな部分であると思いますけれども、いずれにしてもそういう全体的なもろもろの問題が複雑に絡み合って、今回のCOP6ハーグ会合では決着がつかなかったと私は考えております。

残念ながら今回は取りまとめができなかったということなんですが、資料の1枚紙で「会議の結論」というものがございます。「COP6の決定Decision/CP.6」と書いてあるものです。今回、最後に出ている公式なペーパーは、実はこれしかないわけです。議論の中では、ある程度まとまりそうになったものも、結局、今回、全体としての決定ができなかったことから、全部ペンディングになっておりまして、今回唯一出ているのが、この1枚紙です。

ちょっとと見てみますと、全部で4項目になっておりまして、1としては、ブロンク議長が提出した非公式ノートについてです。これについては、今後、交渉用テキストを仕上げるためにガイダンスの要素としてテイクノートしましょうという言い方になっています。

2番目としましては、COP6は延期します。それで、来年の5月末から6月、これはボンになると思いますが、COP6を再開するということを要請するということです。

3番目では、次のときはちゃんとまとめられるように必要な助言を行ってもらうように「議長に要請する」としています。

最後の4番目では、すべての締約国はちゃんと政治家の会合を開いて、次の会合までにはすべての国が、共通の立脚点に立って交渉をまとめられるようにお願いしますよ、というまとめ方になっております。

最後に、あと2つぐらい話題を提供したいと思います。そのうちの1つとして、吸

吸収源をCDMに含むかどうかということについては、これは非常に、政治的な内容になっているということを今回感じました。国としては、途上国は今回相当、吸収源のCDMに賛成する国がふえてきたという感じでおります。特に中南米ですと、ブラジルは大きなアマゾンを抱えているということから、いろいろ権利関係もあるのだとは思いますが、森林保全のプロジェクトは嫌だというような主張をしておりますが、ほかの中南米諸国は吸収源のCDMのプロジェクトに大賛成です。

この後で、また言及があると思いますが、特にコロンビアはこの9月から吸収源のプロジェクトにかかわる問題、特に、その一つに永続性の問題というのがありますが、プロジェクトで、例えば森林を造成したはいいいけれども、そのうちプロジェクトが終わって森林がなくなってしまうたらどうするんですか、という永続性の問題の解決が大きな課題なんですが、これを解決するための手法というものを提案しております。この手法は、日本とかアメリカも、もちろん吸収源のプロジェクトをやっていくためには、いろいろな手法があると思うんですが、そのいろいろな問題、吸収源プロジェクトにかかわる問題を解決する一つのものとして有力なものとして支持をしております。

アフリカ諸国は賛成の国と、反対の国もまだあるんですが、賛成の国が相当ふえてきたという感じで見ております。アジアもまたしかりなんですが、アジアの場合は、アジアの国民性か、インドネシアとか、マレーシアとか、意外に静かな国が多くて、大国なんですが、そんなにはっきり物を言ってくれないという国なんです。けれども、今回のCOP6では、吸収源の事業について、こういう国々も、特にインドネシアは賛意を示してくれている状況になっています。

ただ、やはり中国という大所と、さっき言ったブラジルは、いろいろ国内の問題もあるのだとは思いますが、反対していますので、途上国も全体としては賛成派が伸びてはいるけれども、やっぱりまだ2つに分かれているという状況です。

反対派の主張というのは、一つは土地の権利関係というのがあるとは思いますが。この辺は当然、私どももプロジェクトを形成していくときには考えていかなければならない事項だとは思いますが。途上国自身も、その住民との関係で心配が残るという主張をする途上国と、そういうものについては、途上国自身の問題だと割り切っている国もあり、この辺は意思疎通を、これからもいろいろ積み重ねていけば解決できる問題なのかなと感じています。

先進国につきましては、EUは以前から反対です。日本、アメリカ、カナダ、豪州、

ニュージーランド、こういう国々は吸収源のCDMプロジェクトをやることは賛成という立場であります。CDMで吸収源を含むかということについては、途上国自身の考え方が非常に重要だと思いますので、途上国の意見というのも大事にしていきつつ、私どもとしましては吸収源がCDMに含まれ、クレジットが早い機会に発生するというシステムができるとすれば、そういうクレジットが、また次の緑化事業に使えるという意味合いもありますから、今後とも吸収源の事業がCDMに含まれるように頑張っていきたいと思っておる次第です。

資料の最後に、インドネシアでのJICAプロジェクトについてのプレスリリースのペーパーがありますが、これはCDMとも、今後関連するものとして私どもとしては力を入れているものの一つです。

植林がCDMに含まれるかどうかの議論は、CDM自体がいつ発足できるか、今の状況だとまだちょっと予断はしがたいものがあります。CDMのクレジットは議定書上2000年以降が対象になるということになっていますが、実際にCDMが動き出せるのがいつかということは、まだわかりません。

そういうような事情もありますので、1995年、今から5年前のCOP1でCDMの前段階の試験的事業というものをまずやっていこう。試験的段階の事業を積み重ねていって、経験的にCDMにうまく続けていけるようにしようというAIJという仕組が発足しました。

このプレスリリースは、植林分野で日本がAIJとして認定し、そして相手国も認定して、お互いが条約事務局にこういうふうな試験的事業をやっておりますよというものを、今回、初めて植林分野でも通報できることになったというものです。今回、日本と相手国が相互に一つの試験的事業として相互認定の一つの先鞭をつけたということで見えていただければと存じます。

今後、また皆様方がNGOの植林でも、産業植林でも何でも、これは種類は問わないんですけれども、お互い日本と相手側で、これをCDMの前段階のAIJ事業というふうに位置づけて通報しておけば、将来的にこのAIJ事業をCDMに入れるかどうかという議論はまた別にありますけれども、そのときの一つの下地にもなるということと、今後、CDMを実際に動かしていくときの大きな経験にもなる、という2つの意味合いがあります。皆さんもぜひともこれを参考にさせていただいて、事業的に、これはある程度自信がないと、なかなかできないと思いますけれども、なるべくAIJの数を、まず努

力目標としてふやしていきたいというふうに考えておりますので、ご参考にさせていただきたいと思います。

以上、全体的な結論としては、C O P 6 関係は最後はちょっと歯切れが悪い面もありましたけれども、現在、このような努力を私どもはしておりますし、また、皆様方とも協力し合いながら、世界の緑化事業の推進の一つの手段として吸収源のC D Mの実現につくまして努力していきたいと思います。今後とも皆様方にいろいろな情報提供をしていきたいと思います。

以上をもちまして、私の話を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○司会 どうもありがとうございました。

ここで、ただいまの井上調整官の講演につきまして、会場の皆様方からご質問を受けたいと思います。ご質問の方は手を挙げていただきましたらマイクを持っていけますので、よろしくお願い致します。お名前と、ご所属を冒頭でお願いいたします。どなたでも、どうぞ。

○小川（関西電力） たくさん質問はあるんですが、まずオタワでE Uとか、アメリカ、カナダ等で事務局レベルの打ち合わせがあったと聞いています、またその後、12月未ぐらいに閣僚級の会合があるのではないかという話が新聞に載っておりましたが、それはどういう結果が出ておるのでしょうか。

○井上 閣僚級の会議については、あるかないかも含めて、あるとしても日程をどうするかというふうなことを、いろいろ調整中というように聞いております。

○小川（関西電力） ありがとうございました。

それからもう二つだけ済みません。今回のプレスリリースのインドネシアのプロジェクトで木炭というのが出ているんですが、これは国際的にはC O 2 固定として認められそうな雰囲気はあるのでしょうか。

○井上 木炭自身は認める認めないの議論が、現在行われているわけではありません。現在は、木というのは成長しているときはC O 2 を吸収して、伐採した時点でC O 2 を排出するというような計算がなされておりますが、木材を伐採したとしても、木材自体はまだあるわけですから、木材中の炭素をどう考えていくのかとか、そういう議論は、

今後、継続して行われていくということになっております。

木炭につきましては、そういう議論の中でひとつ行われ得るのか、ちょっとその辺は私は承知していませんけれども、少なくとも石炭であれ、石油であれ、地下に閉じ込めておく限りにおいては、それは貯蔵庫になっておるわけです。木炭については、水質浄化とか、いろいろな使い道があると思うんですが、そのような環境材として使えるでしょうし、木炭自体も一つの貯蔵庫になっているという理解でいいと思います。

○小川（関西電力） 木炭を入れる入れないというのは、日本国政府として何か今後主張していくとか、何かそういう議論まで全然行っていない、そういう議論になってからということなんですか。

○井上 そこまではまだ考えてはおりませんね。ただ、理屈としては木炭は、もう炭素が固定されているわけですから、それは貯蔵庫であるという理解ではいいと思います。

○小川（関西電力） 最後、答えにくいと思うんですが、短伐期の植林、海外でやったりする植林なんですが、例えば紙パルプ植林とか、こういうのはどういう位置づけに今後なっていくのかという議論は、今回、C O P 6 前の事務レベルとかで話し合いはされたんですか。

○井上 伐期につきましては、その議論はしておりませんが、少なくとも先ほど紹介しましたコロンビア提案というものが出されております。森林というのはいつまでも吸収するわけではありませんよね。何もない原野に、例えば森林をつくったときは、森林として大きくなったときまでが吸収期間、その後、持続的に一部を使っていくということであれば、森林として育った時点までは、クレジットはもらえるけれども、その後はクレジットは長い全体としてみれば、発生しないという理解になると思うんです。ですから、クレジットが発生するまでの期間は短伐期の方が短いですが、短伐期でやればクレジットがどんどん稼げるというふうなものでもありません。ですから、短伐期で持続的にやっていくというやり方も、長伐期で成長期間を長く見るというやり方もあるのでしょうか。

○小川（関西電力） どうもありがとうございました。

○井上 一つつけ加えますと、長伐期というか、成長期間が遅いものというのは、クレジットがゆっくり発生しますから、その辺は場所によって、それぞれの適正に判断していただくというふうなことじゃないでしょうか。繰り返しになりますが、少なくとも、短伐期でやれば、クレジットがどんどん発生していくという計算になるものではないと

いう理解になるものと思います。

○司会 ほかにございましたらお願いいたします。

○弘中（日本林業技術協会） 聞き漏らしたのかもしれませんが、CDMの執行理事会の性格について、ちょっと教えてほしいんです。一つは、こういうものが置かれることがオーソライズされているのかということと、どういう権限を持っているかということ。

それから、理事会の構成については地域ごとの話がありましたけれども、先進国と途上国の均衡とか、そういうことは考えられていないかどうか。そのほか、もし何かわかっていることがありましたら教えていただきたい。

○井上 執行理事会の構成につきまして、別に決まっているわけではありません。ただ、今回ブロンク ペーパーで示されたのは、それぞれ地域割ということなのです。構成につきましては、先進国と途上国の間で、どういうふうなパッケージの取引をやるかということで、結構そのときの政治的な配慮で決まるということがあると思いますので、この辺につきましては、ちょっとわかりません。

ただ、以前は、先進国側は、先進国から半分、途上国から半分という主張をしておりました。一方では、途上国側の主張は、各地域割にすれば、途上国の方が多くなるという計算になりますから、そちらの方を主張していたということですね。そういう面から見ますと、今のペーパーは途上国寄りの案かなという気はいたします。

理事会の権限ですが、これも決定しているものはないんですけれども、大きく分けて2つぐらいの主張がありまして、途上国は、最終的に締約国会議、すなわち全ての国が参加する一番上で承認してもらうような仕組みが必要だ、という考え方でいますが、日米加の方は、大体の権限は理事会レベルで終結するもの、というように考えております。

実際に一番現場で事業をする者を、意味合いは悪いかもしれませんが、監督する Operational Entity というものが、世界各地で、一国で一機関か数機関か、これはわかりませんが、少なくとも数機関、複数は設けられるのではないかと思います。これは途上国に設けられる可能性もないわけではありません。そういうものを全部束ねまして、そういう Operational Entity というものの設立を承認する機関、それが理事会であるというイメージが、一番わかりやすいかなという感じがいたします。

さらに、ある事業者が、あるプロジェクトをやる場合に、その具体的な事業計画を承認する云々は、Operational Entity が担うということになるわけです。ただ、そのC

CDMが発足する一番最初の時点で、一番最初のプロジェクトというのは Operational Entity が承認するだけでは、ちょっとこれは不安ということもありますので、その行為は理事会で承認しようという考え方をアンブレラグループでとっているところです。簡単に申しますと、そんな感じではないかと思います。

○司会 どうぞ。

○岡部（海外林業コンサルタント協会） 先ほど、途上国の中で森林の吸収源について反対する国々がまだあるというお話でございましたが、その理由として途上国自身の土地の権利関係の問題があるというご説明でございましたが、この辺がよく理解できなかったものですので、何か敷衍して説明していただければ幸いと思いますが、お願いいたします。

○井上 途上国の方々も、ほんとの林業専門家の方が来てしゃべっているわけではありませんので、ちょっと危ないなという発言も結構あるのですが、一般的に途上国として心配するというのは、特に東南アジアですと人口も多くて、いろいろなところに住民がいるという実態がありますので、例えば植林のCDMをやると、そのあたりの土地を非常に広大な地域を囲われてしまって、例えば住民が追い出されてしまう問題が生じるのではないとかいうことを心配としている国もあるわけです。一方、そんなのは国自身がちゃんと解決するんだから、それは大丈夫だというふうに言う途上国もありますし、どうも観念論での主張が行われているところがあります。

ただ、私どもが公平に考えると、例えば植林プロジェクトですと、初期の投資が相当かかりますし、今までの、特に私どもが直接実感しているODAでいろいろ植林プロジェクトなんかをやっている例などを見ますと、地域住民の協力がなければ、植林プロジェクトはうまくいったためしがありませんので、その辺は当然一方的にやって成功するはずがないというふうに思います。従って、ちょっとそれは心配し過ぎではないですか、という気もしないではないんです。ただ、一般的な理屈観念としては、現地の実情を知らなければ、そういう心配が出てくる国があっても不思議ではないとは思います。

むしろ、植林プロジェクトよりも、先ほど申し上げましたような、ブラジルでアマゾンのようなああいいう広い地域で発生する森林保全プロジェクトが、もしあったとすれば、やはり住民問題、むしろ森林保全の方が住民との関係がより厳しくなるのではないかな、という感じは致すんです。感覚的にはそんな感じでいます。

○司会 もしございましたら、休憩前にあとお一人のご質問を受けたいと存じます。

○藤井（西日本林材新聞） 少々基本的な質問なんですけれども、今回の議論が決着しなかった理由として、先進国の分裂といいますか、EU諸国と日本・アメリカ・カナダと、大きく分かれたわけなんですけれども、二酸化炭素の森林吸収算定とか排出量取引の上限なんかで、EUはもっと環境に配慮したような発言だったと思うのです。それぞれの産業界プレッシャーというものを抱えてやっていたと思うし、産業界の痛みということ、先進国として両方とも同じなんですけれども、これほど意見がはっきり分かれたというのは、端的に言って社会の環境への意識の違いと考えてよろしいのでしょうか。

○井上 私も余り誤解を与えるような発言はしたくないとは思いますが、吸収源だけでなく、いろいろな要素が絡み合って今回はとりあえず延期というふうなことになってしまったんですが、吸収源だけを考えてみても、3年前の京都会議のときに、森林の吸収源というものは、こういう範囲のものを対象にするから、各国何%になりますというふうに最初に決めておけばよかったのに、それを後回しにして数字だけを最初に決めてしまった経緯がありますよね。その辺が大きな論争のもとになっているということが一つの原因じゃないでしょうか。

例えば私どもも、いろいろ情報を見えますと、日本の従来の削減努力というのは、石油ショック以来、相当一生懸命やったというものがありますし、そういうものがどのくらいまで評価されたかということも、いろいろな評価基準があって、その辺が難しい問題になっているのではないのでしょうか。

それと、ヨーロッパで、こんな余り個別のことをあげると、何か言われてしまう恐れがありますけれども、ドイツなんかですと、東ドイツと西ドイツが一緒になりまして、西ドイツだけでしたら、今でも相当厳しい数値をしっかりと担っているかもしれませんが、東ドイツと一緒にしてドイツとなった。非常な経済停滞にあった東ドイツを抱え込んだということで達成は公平に見れば楽になったのではないかと。

それと、同じように、ヨーロッパは石炭を火力発電の主体にしていますから、そういうものを改善するとか、石油に換える、天然ガスに換えるということだけでも、相当効率的にできるでしょう。

いろいろな要素があって、私が余りしゃべるような話ではないかと思いますが、それぞれ国の損得がいろいろあって、もめているのではないかなという感じはいたします。

ただ、少なくとも吸収源問題につきましては、はっきりした定義を後回しにしたということが、このように現在までもめる原因をつくったというのは衆目の一致することではないかなと思います。

○司会 ありがとうございます。

ここで一たん休憩をとりたいと存じます。3時30分から再開いたします。

井上調整官へのご質問、まだございましたら、最後の小松課長補佐の質問のときに併せてお願いいたします。

それでは休憩いたします。3時30分からお願いいたします。どうもありがとうございました。

○井上 どうも失礼いたしました。（拍手）

（ 休 憩 ）

○司会 それでは、これから再開したいと存じます。ご着席をお願い致します。

後半につきましては、「CDM植林プロジェクトにかかる技術的課題について」というタイトルのもとに、林野庁の小松敬課長補佐をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○小松 林野庁海外林業協力室海外技術班の小松でございます。いつもお世話になります。よろしくお願いいたします。

お手元に資料としてお配りしていますが、私に与えられた演題は「CDM植林プロジェクトにかかる技術的課題」ということになっております。本来でありましたら、この場では「COP6でこのようなことが決まりました。CDMにつきましては、今後こういう仕組み、手続で行っていくことになります」というようなお話を差し上げるべく準備をして頂いてきたわけですが、残念ながらCOP6で決定ができなかったという結果になりました。実は、まだ閣僚レベルで大きな物事が決まっていないので、ある一定のところ以上、技術的な事務方での話も進められていないということもあります。CDMの仕組み関係の交渉テキストも、まだ、（交渉テキストを聴衆に示しつつ）これくらいな厚さで、44ページまであります。

これのほかに CDM そのものに関する理念とか、そういったことの交渉テキストが十数ページ、このほかに、まだ共同実施であるとか、排出量取引、それとレジストリー システムのテキストがまだありまして、京都メカニズムでは、まだまだ相当分厚い交渉テキストが残されているというのが、COP6 を終わった段階での現状です。

本日お話しさせていただきます技術的課題なのですが、先ほどご出席の方の名簿を見せていただきましたら、相当多様なご関心、ご興味の向きの方々がお集まりのかなと思いました。きょうの私の話は、大体標準的なベーシックなところを中心にさせていただくということになりますけれども、それぞれの方々に、それでは物足りないという向きがございましたら、改めて個別にご連絡いただければお話しさせていただきますと思いますし、逆に、こういう場にお集まりの皆さんですので、既に CDM そのものについてはかなりご理解していただいているということを前提にしてお話しさせていただきますので、どうもちよっとわからなかったなというようなところがありましたら、また改めてご連絡いただければ、ご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは CDM について、もう皆さん十分ご承知だと思いますけれども、改めて CDM の目的について、再確認だけさせておいて頂きます。CDM の目的として、途上国の持続可能な開発の達成。それから大気中の温室効果ガス濃度の安定化。つまり温暖化の防止に貢献する。それから、先進国の排出削減約束履行の支援に資するものである、ということになっております。ですから、これから皆様が形成されます CDM の個別事業レベルでも、この CDM の目的に沿ったものであることが求められます。一般的な植林あるいは森林プロジェクトよりも、一層明確にこれら 3 点について求められる。それによって、大きく締約国レベルでいえば、排出削減約束履行の支援に資するということになっております。

この目的に照らして、各 CDM の事業が一般的な森林・林業プロジェクトと比較して持つ特徴として、資料の 2 番に掲げておりますように、気候変動の緩和に関連する実際の測定可能な長期間にわたる利益、これは議定書の第 12 条から全部引っ張ってきておりますけれども、こういったことが具体的に示される必要がある。そうして、プロジェクト活動が行われない場合に対して「追加的」。これも議定書の文言そのままなんですけれども、何がどのように「追加的」であるのかということにつきましては、いろいろ議論がありますので、また後ほどご説明差し上げたいと思いますけれども、「追加的」

であるということが求められる。それによってプロジェクト活動からクレジットが獲得できる、ということがCDM事業の特徴ということになってきます。

ですから、個別の事業、これから皆さんが形成されるCDM事業の形成は、それぞれそういった議定書の目的に沿い、あるいは議定書に書かれている特徴を備えたものである必要があります。

一般的な海外での植林プロジェクト、あるいは森林関係のプロジェクトは、当然ながら事業の設計にあたっては、皆様方、詳細に計画書を作成されるのだらうと承知しておりますけれども、そういった一般的なレベルのものに加えて、今申し上げたような特徴を備えた計画を立てなければならないということになります。

そして、CDM事業として事業を設計した後は、その事業の設計書をCDMとしてふさわしいかどうかという認証を第三者、具体例には Operational Entity から受ける必要が出てくるということになります。CDM事業として適切であるかどうかということのチェックについては、現在の交渉の議論では、さらにパブリック、すなわち一般からの意見聴取プロセスを設けるという方向に議論が動いております。これについては締約国間で多様な意見がありますので、これでかたまるかどうかは現時点でわかりませんが、そういったプロセスを設ける必要があるという議論になっています。

資料の3番に書いてある項目ですけれども、こういった特徴を備えたCDM事業を具体的に形成するために、事業の設計書を作成するわけです。資料の後ろの方に添付したテキストを見ていただきたいと思いますので、現在かたまったものではないのですが、右肩の日付11月24日付の英文で交渉テキストを付けております。資料の4枚目に当たります。イングリッシュオンリーとなっていますが、閣僚レベルで大きな決定ができていないということもありまして、実務レベルで交渉テキストを詰めるという作業自体も中断になっておりますので、その中断の段階でのものです。ですから、これはまだ世の中に流れているわけではないのですけれども、その抜粋をお配りさせていただきました。

これと見比べながらお話をいたしたいと思うんですけれども、表紙の次、ページ番号は抜粋ということもあって32ページ目になっているんですけれども、Project design document、要するに、CDM事業とするために Operational Entity に提出する事業設計書、事業計画には、こういった項目が入っていなければいけないという議論の部分です。これをごらんいただいてわかるように、「Project design document」と書かれた

すぐ下に「Option A」ということになっております。35 ページには「Option B」とあります。つまり Project design document の各項目の構成、中身自体も大きく 2 つに意見が分かれていて、まだ全く決まっていないのです。

なおかつ、それぞれのオプションについても、細かい部分で議論がまだ分かれていて、具体的に議論が詰まっていないところもあります。かぎ括弧の中に入っている部分については締約国間で議論が分かれていて、まだかたまっていない部分です。このような状態になっておりますので、プロジェクトの設計書に記載すべき項目が、まだこれでかたまるというわけではないのですけれども、大体どういったことを書いていかなければならないのかなというのが見えてくるかと思いましたので、ここでお配りさせていただきました。見比べながらイメージを持っていただくかと思うのですけれども、海外で皆さんが行います植林プロジェクト、あるいは森林・林業関係のプロジェクトを、CDM 事業として承認を受けるということを考える場合には、一般的な植林プロジェクトの設計にプラスして、あるいは、当然今までつくられていた事業設計書の中に既に入っていた項目で、その項目をちょっと厚くするというか、さらに強化するという形で、幾らか足し込んでいかなければいけない部分で特徴的なものが幾つかあります。

まず、持続可能な開発への貢献。これは当然ながら CDM の目的というものが途上国の持続可能な開発の達成ということになっておりますので、具体例には 32 ページ

(b) の (ii) の Project design document にありますが、こういったものを具体例に書いていく必要が出てくるだろうということです。

それと、温暖化防止のための事業ということですので、事業を実施したことで、事業をしないことと比べて温暖化の防止に効果がありますということを明示しなければなりません。何と比較してこの事業を行えば、これだけの温暖化の防止の効果が上がりますということを示す、具体的にはベースラインについては、(d) でベースラインの手続的なことが述べられています。ベースライン設定の手法について詳細に、こういった項目を書いていく必要があるだろうというのが、現時点での国際交渉での議論の状況です。ですから、こういった項目について、これがまだ多少変わっていくのだろうとは思いますが、事業計画書では書いていく必要が出てきます。

それから、CDM 事業を行ったことによって、事業区域の外で予期しないこと、特に悪影響が発生する。それをどうとらえるか、どう対処するかというリーケージの問題、これもきちんと明示しなければいけないということで、交渉テキストの中ではいろいろ

とばらばらっと掲げられているようなのですけれども、例えば一番具体的な例なのは、33 ページの (xii) などが、リーケージをどうとらえるかについて記しています。ほかの項目のところもリーケージ関係のことが幾つか出ているようなのですけれども、一番わかりやすいのはここです。リーケージをどうとらえるかということについても、事業計画書では例えばこういったような形できちんと明示している、そうして第三者の承認を受けるに当たってそれをチェックされる、ということになります。

それから、これはまだ大きく議論が分かれているところなんですけれども、事業実施による社会、経済、環境、文化上の影響、あるいはその影響の評価の記述が求められる可能性があります。いろいろ、ばらばらと分かれているんですけれども、32 ページでいえば、(b) の一番下、(c) との境目ですが、社会経済的なインパクトの関係であるとか、あるいは 33 ページの (e) のすぐ上の、(xiv)、このオプションの中のまたさらにかき括弧に入っているということもあり、この項目自体を掲げるかどうかということも各国いろいろ思惑がありまして議論が詰まっていないうし、この項目が果たして最後のテキストで生きているかどうかはまだわからないんですけれども、現段階の議論としてこういった項目も、プロジェクトのデザインに掲げなければいけないのではないかという議論があるということだけは留意する必要があると思います。「social, economic, environmental and cultural impacts」は、書こうと思えば、もしかしたら一つの論文を書かなければいけないくらい、相当深い話になるのではないかとも思え、事業計画書にどの程度書かなければいけないかということは全く見えないのですけれども、途上国の中にはこういったことを書かなければいけないといったことを強く主張しているところがあり、また先進国の中には、いや、温暖化防止の効果が上がればいいということと、文化的な影響とはまたちょっと別な観点じゃないか、違う枠組みじゃないかということで、これは絶対書くべきではないというような議論をするところもあって、ここはまだ全然詰まっていない部分です。

それと、事業計画上の炭素の固定を期待する期間、それからその事業の実施期間中に森林で固定された炭素がまたもとの大気に戻っていったときの対応をどうするか、いわゆるパーマネンスの問題です。これをどう取り扱っていくのかということは、特に森林・林業関係のプロジェクトについては、きちんと書くということでいくのではないかなと考えています。具体的には 33 ページ (f) の各項目などがこれに当たるのかなと考えます。

これはプロジェクトデザインではさらっとしか書いていませんけれども、CDMの仕組み、手続のテキスト本文では、CDMのプロジェクトの申請を、CDMとして認めるに当たって、注意すべき、留意すべき観点として、森林の分野であればパーマネンスをどうとらえていくのかということはかなり詳細に書かれていまして、具体的なテキストについても、本当であればかためていきたかったのですが、実はまだ議論自体もできていないという状況なのです。この永続性の問題につきましては、吸収源CDM特有の問題ということもあるので、ここで資料の3番から4番の方に一旦移って、次のページをあけて頂いて、4番の永続性というところを見ていただきたいのですが、パーマネンスの問題というのは、吸収源CDM事業のみ特有とされる問題でありまして、これの対処については、いろいろな方法論が提案されております。

例えば、さきのIPCCの特別報告書でも幾つかの方法論について記述があり、資料ではごく簡単に、科学的な厳密さから見ると問題のある記述なのかもしれないのですが、余り正確さを期して書いていくと長々しくなってしまうのでこういった形でくって書いてみました。永続性の対処方法として、例えば燃えてしまうとか、虫害を受けてしまうという可能性があるのであれば、その可能性のある部分を、別途、保険をかけるといったことでプールしておくという方法。あるいは固定した炭素分が温暖化の防止効果を発揮していくのと同等の分だけずつ、クレジットを発行していくといったようなアプローチが、IPCCの特別報告書では提示されておりました。このほかに、先ほど井上調整官の方からの説明がありましたように、コロンビアから、全く違ったアプローチとして、吸収源CDM事業というのはとりあえずの一種のつなぎである、排出抑制を通じた温暖化防止こそが本筋ではあるけれども、技術開発までには若干の時間が必要ということもあり、それまでの間、ともかくも炭素を固定しておくというのもまた有効ではないかという観点から、吸収源のCDMをまず認めて、その吸収源CDMから出てくるクレジットについては有効期限を設ける。その有効期限までの間に、例えば技術開発を行って排出抑制をしていくか、あるいはまた別途の炭素固定関係のプロジェクトを設けてもう一度有効期限付きのクレジットでさらに先まで一たん持ち越すといったようなアイデアが提案されています。これは何が重要かというと、技術的にも大変おもしろい提案であったんですけれども、プラスしてCDM事業を受ける側、途上国の方から具体的な問題打破のためのアイデアが示されてきたということが非常に重要だったのだらうと思います。

つまり先進国から、パーマネンスの問題の対処はこういうふうにできるよ、ああいうふうにできるよというだけではなくて、途上国の方からも具体的なアイデアを出して、これを通して吸収源CDMをやりたい先進国と途上国とが一致して永続性の問題については突破できる方法があるのだという主張が出てきたという点が、さらに重要だったのだと思います。

吸収源CDM事業のクレジットの発行の方法とかいったものを、コロンビア提案に沿ってつくっていききたいなとアンブレラグループなんかでも考えたんですけども、先ほど井上調整官から話がありましたように、CDMにシンクを入れるか入れないかというところでCOP6の議論がとまってしまったということもありまして、ある一定のところ以上は事務レベルでテキストを詰めることができないという状況です。つまり吸収源がCDMに入ることを前提としてテキストを詰めるということができなかったものですから、このコロンビア提案を具体的なテキストの文章として実際に中に入れ込んで議論をしていくという作業がCOP6の場ではできませんでした。

そういうこともありまして、今、テキストの、各国で議論した一定の共通理解としてのコロンビア提案の文章化、テキスト化というのはないのですけれども、アメリカが中心になってコロンビア提案の発想を具体的なテキストの条文として入れ込んで、各締約国間での交渉のテーブルに示すというようなことを行いまして、交渉テキストの中には文字としては入れることができます。

具体的には、資料の後ろの方にテキストをつけていただいています。後ろの2枚、「Validation and registration」で始まるこの2枚のなんですけれども、これがアメリカが中心になってコロンビア提案のアイデアを交渉テキストの中に入れる、つまりコロンビア提案の発想を仕組み、手続として具体化するとしたら、こういったものではないかということを文章化したものです。

脚注をごらんになっていただきたいのですが、このテキスト部分は、まだ交渉自体がされていない。ただ、交渉のテーブルに乗せてもらったという段階のもので、これは今後の交渉の中でがらっと言葉が変わっていくだろうと思います。ですから、これを読まれるときは、こういった発想で、アメリカないしは日本、アンブレラグループがコロンビア提案を具体化しようとしているのかなという程度に見ていただいて、まだ交渉の議論として締約国間で一定理解がここまで達しているというわけでは決してない、ということだけご留意いただきたいと思うんです。この部分を詳細に日本語にすると、

かなり長々しくなってしまうので、思い切って意識をしたのが、資料の前から3ページ目にある、「コロンビア提案を交渉テキストに具体化するための提案の考え方」ということで整理をしてみました。要するに、吸収源CDM事業の関係の仕組み、手続というものを、こういった形でやってみたらどうかというアイデアを交渉の場に出してみたという段階です。

具体的には、有効期限付きのクレジット、これはほかのクレジットとは少し毛色が違ったものになるんですけども、その発行を行ってモニタリングを行っていく。モニタリングをやめたらだめですよというルールにする。そうして、永続性に関する問題、つまり火事が起こったり、虫害が発生したりして、固定した炭素が空中に逆に放出されたときにはどういったことをするか、すぐにOperational Entityに通報しなければいけませんよとか、発行を受けた有効期限付きのクレジットについては即座にそのほかのクレジットと置き替える手続をしていかなければいけないことにして、このための登録の手続とか、そういったもろもろの仕組みを細かく書いてあるのです。こういったことを行っていかなければいけませんよということです。そして有効期限が来たときに、まだ温暖化防止効果が維持されるのであれば、もう一度Operational Entityからチェックを受けて、新たな有効期限指定を受けた別のクレジットの発行を受けることだって可能にできるというようなアイデアで、テキストの案を提示しております。

これに関する具体的な議論はこれからです。特に途上国からの反応というのは、まだ出ていない状況ですので、どういった反応が来るのかどうかも、まだわかりませんが日米等はこういったようなアイデアでもって永続性を処理していきたいということを考えています。

今後、このように提案した形で仕組み、手続が整うかどうかわかりませんが、各事業者の皆さんは、少なくとも永続性の問題をどう処理していくのかという方法論を、事業設計書、事業計画書にきちんと書いて、それが方法論的に、科学的に正しいかどうかということをOperational Entityからチェックを受けるということになります。

それと、あちこち飛んでで申し訳ないのですが、一番最初のページにまた戻るんですけども、やはり事業設計書、事業計画書には「追加的」であること、additionalityについて示すという議論があります。これが、例えば先ほどのProject design documentの32ページでいえば(c)あたりですね。あるいは34ページの(h)といったところに出てまいります。

一体 additional というのは、何に対して additional かということが、やはり締約国各国で意見が違っておりまして、日本、アメリカなどのアンブレラグループとしては、CDM事業というのは当然ながら温暖化防止のための事業なので、事業をやらないときに比べて、事業をやることによって温暖化防止の効果が追加的に得られていることが additional であるということを言っているのですけれども、途上国の中には、「いや、それだけではない。additional というのは、事業の規模が今までやってきたことよりも規模がさらに追加された、その追加の部分だけのことである。」ということであるとか、あるいは、「技術が追加でなければいけない。つまり、陳腐な技術を途上国に持ってきて、それで事業を組むというのはだめだ。一番新しい技術を、今まで用いられていた技術に比べて additional なより新しい技術を持ってきて、途上国に技術移転してくれるのでなければだめだ。」という議論をする途上国もあります。ですから、この additional というのが、どういう意味合いを持つのかというのは、まだきちんと決まっておられません。技術レベル、事務レベルで話をするというよりも、最終的には政治レベルで「何が additional なのか」ということを決着せざるを得ないのかもしれないかもしれません。

ただ、そこで何をもって additional かということが決まれば、皆様方が形成する事業ではそれをクリアしているということを示していく必要が出てきます。

それから、当然ながらCDMが単なる植林の事業に比べて、もっと温暖化の観点から、さらに特徴的な事業である以上、それぞれの具体的な事業を行うことによって、温暖化の防止効果が確かに上がっているということを第三者に対して示す必要があります。具体的には温暖化防止の効果、それは吸収源事業の場合には恐らく炭素の固定量、あるいは森林の成長量とか、バイオマスの成長量、増加量ということになるのだらうと思いますが、それをどういった手法で計測して、どういった段取りでもってモニタリングをしていくのかということを、事業設計書で計画して、それを第三者に示し、当然ながら毎年、毎年なのか何年置きかはわかりませんが、実際にモニタリングをやっていますよということを示していく必要がありますし、それをちゃんとやっていなければ、場合によっては発行を受けているクレジットというのは、これはテキストにはっきり書いてあるわけじゃないのですけれども、無効になるのか、あるいは返せということになるのかしれません。いずれにしても、きちんと一定間隔でモニタリングをして、皆さんのそれぞれの事業は温暖化防止の効果を上げています、ということを示す必要があると、これを第三者に対して示していくことが必要で、まず前段階の事業設計書では、その手法を示していかなければいけない

ということになります。どういったモニタリングをやっていかなければいけないのかということは、またいろいろ議論があると思うのですけれども、例えば統計手法のこととかも含めて、フィールドをどう取り扱うのか、というようなことまで含めてかなり書かなければいけなくなるかもしれません。

モニタリングのことについては、先ほどのProject design document でいえば、モニタリングプランという項目で、34 ページの (j) の中でいろいろと詳細なことを書かなければいけないということについて書かれています。

資料をいろいろお示ししましたがけれども、このProject design document をよくよくごらんいただくと、これ以外にもプロジェクト設計段階で明示しておかなければいけないものが幾つか挙げられておりまして、例えば 34 ページの (i) の Other information の (ii) では、これについてははまだ議論があるところなのでこのとおりになるのかどうかわかりませんが、気候変動枠組条約以外の環境保全関係の「agreements」、これは「条約」というふうに読んでいいんだろうと思いますけれども、生物多様性条約等の条約・協定類の約束事に対する貢献も示さなければいけないということになるかもしれません。これはどの程度、どういった形で示すことになるのかというのは、まだ明確ではないのですけれども、そういったことも求められる可能性があります。

今、ごらんいただいてきたような各項目が、皆さんがCDM事業を形成しようかなというときに、まず設計段階でドキュメントとして整理されていく必要が出てくるのですけれども、これらの項目のうち幾つかのものは、CDMではなくても一般的に途上国で行う森林・林業関係の事業計画であれば、設計書の中で、紙には書かなかったかもしれないけれども、当然ながらそういったことは考慮した上で事業を組んでいた、当たり前の話だよと言われるかもしれないものです。例えば生物多様性に配慮するというのも、現場の方々にとってみれば当たり前のことなのかもしれません。そういったレベルのことなのかもしれませんが、それにプラスして温暖化防止の観点から、より具体的に明確に示して、それをOperational Entityに提出する、あるいは場合によっては一般からの意見聴取期間を設けて意見を受けつけチェックを受けるといったような過程が出てくる可能性というか、そういうような必要が出てくるだろうと思われます。

ごらんいただいたように、CDM事業の事業形成にはある程度コストがかかってくる。それからモニタリングを行わなければいけないということもありますので、運営コストも当然ながら多少かかってくる。このようなコストがかかるということがどうしても出

てきます。

ただ、それに対して利益が発生する。もちろん途上国にとってみれば、そのプロジェクトを通して、途上国それぞれ自身の持続可能な開発に役に立っているという利益もありますし、地球全体からみれば温暖化防止の効果が上がっているという利益もあるんですけれども、事業者それぞれにしてみれば、クレジットが獲得できるという利益がある。そのクレジットは移転することができるということになっている。少なくとも獲得と、先進国の約束達成のために使うことができるということになっていますので、マーケットの中で売却するなり、換金することが恐らく可能になるのだろーと思います。

現時点では、需要と供給の関係がどうなるのかわからないのでクレジットの一単位がどれだけの価格になるのかというのは全く予想がつかないのですけれども、クレジットによって植林、あるいは森林・林業関係の事業の投資について、早目に投資の回収ができるというメリットが出てくる、あるいは、クレジット売却によって得られる資金で、さらなる事業形成、途上国の持続可能な開発に資するような事業形成をやっていただくことができるようになるのではないのかなというふうに期待いたしております。

今までのご説明では、CDM事業のためには何かこういうことをやらなければいけなくなりそうだとか、あるいはクレジットがもらえそうだとかいうようなことばかり言って、じゃあ、具体的にどんなことをやらなければいけないのかとか、クレジットってどういうふうな形でもらえて、それは幾らになるのかについては、余りこの場でお話ができないというのは、CDM自体が全く初めての仕組み、手続ですので、私自身、実際のところ、この仕組みを手探りで動かし始めてみないと、ちょっとよくわからない部分が、まだたくさんあるなというところが正直なところですよ。

ですので、技術的課題のクリアのためにご説明しなければいけないところを、「まだよくわからない」という結論で全く大変申しわけないんですけれども、ただ、事業者の皆さんにとって不確実な部分を少しでもなくすために、技術的な部分の詰めといったことは、当然ながら日本も含めて各国、もちろんやっていくつもりでおりまして、例えばCDMの仕組み、手続がCOP 6再開会合で決定されれば、その後すぐにこういった技術的な課題、例えばベースラインとか、リーケージの取り扱い方の技術的な部分についてはCDMリファレンスマニュアルという技術的な参照書をきちんとつくろうということが、議論の大勢になっておりますが、そういったものを確立していくに当たっては、当然ながら林野庁も国際的な議論に参画、貢献していくつもりでおります。

です。我々の方に見れば、これから事業を行っていかれます皆様方から、事業者の立場からのご意見、ご要望とか、インフォメーションとかといったものを、ぜひともいただきたいと考えております。そして、それを基に、皆様が事業をスムーズに立ち上げて運営していくことができるような形で、例えばCDMリファレンスマニュアルをつくるための議論をしていけるように、林野庁としてもお手伝いしてまいりたいと思いますので、皆様のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

全く雑駁で大変申しわけないのですが、私のお話を以上で終えさせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○司会 どうも大変ありがとうございました。

それでは、これから、ただいまのお話に対しますご質問をお受けいたしたいと存じます。また、先ほど井上調整官へのご質問で、どうしてもお聞きになりたいという事項がございましたら、それもお受けいたします。ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

○中村（国際航業） この固定量の算式に関して、計測とモニタリングということが一つの課題になっているわけですが、これに関して今回のCOP6で何か具体的な方法に関して議論等がなされたか、また今後、それに関してこういう方向性で行くというようなものがありましたら、教えていただけませんか。

○小松 COP6では、CDMを含めて京都メカニズムの仕組みと手続をオペレーショナルなものにするということを目指して、前段階からずっと交渉を続けておりまして、COP6を含めて、これまでの国際的な議論の中では、具体的に計測やモニタリングをこうすべきだとか、あしなけいばいけないというものの体系立った議論はされていません。今後、先ほど申し上げたような、例えばCDMリファレンスマニュアルであるとか、Operational Entityがチェックすべきようなチェックリストを、もしつくるとしたら、そういったような、よりオペレーショナルな部分の技術的な議論が始まった段階で、モニタリング関係のことについても議論が始まっていくのかなというふうに考えています。

○荒川（三井物産） CDMに必要な3つの要素として、途上国の持続可能な開発の達成、サステイナブル・ディベロプメントに貢献するということがあるんですけども、シンクとしての植林をする場合、サステイナブル・ディベロプメントに貢献するという意味ですが、木を植えて終わりという形ではなくて、その後に林業、林産業の育成だとか、その辺まで含んでくるんでしょうか。

○小松 少なくともCDMとしての事業の必須要素としての途上国の持続可能な開発なんですけれども、各事業がCDMとしてふさわしいかどうかということについては、まず相互承認が行われる段階で途上国が見るわけなんです。アンブレラグループとして、今、主張しているのは、何が、あるいはどの程度をもってして、個別の事業が途上国の持続可能な開発に資しているのかということは、各途上国がそれぞれで考えてCDMとして認めるということで、国際的に、例えば「この程度以上行っていなければだめだ」というようなルールづくりは必要ないというふうに主張しています。ですから、例えば植林プロジェクトも、その後の林業、林産業の開発、発展まで視野に入れたプロジェクトでなければ認められないというような国際基準はつくる必要がないというのがアンブレラグループの主張です。

今の交渉の状況では、何かそういった持続可能な開発の一定の基準なりルールをつくるというような話の議論にはなっていないと承知していますがけれども、調整官、そうでしたよね。

途上国の側も、いろいろな意見があるにしても、自国の開発戦略にたがをはめられないということもあって、国際基準として、ルールとして何かこれ以上のことをやらなければ持続可能な開発に資していないというようなルールをつくるというような議論には、今、なっていません。

○井上 一言だけ付け加えますと、持続可能な開発に資するかどうかというのは、途上国の方としては、それは我々が決めるのだというふうに述べる国が多いです。

○小松 先ほど、一番初めに申しおくれたんですけども、こういった場で他の皆さんがたくさんおられるところでは質問がしにくいようなことも、もう個別の事業をいろいろ考えておられる方々の中にはおありになるのだろうと思います。そのようなことについては我々も個別、具体的なお相談なり問い合わせを受ける用意がございます。恐らく各社さん、各団体さんとも将来のCDM事業についていろいろなことを考えて、いろいろ始めておられると思いますので、ちょっとこの場では質問しにくいな、というよう

なことが、もしありましたら、後ほどでも全然構いませんので、連絡いただければと思います。

○司会 もう少し時間がございますので、もしご質問がございましたらお願いいたします。

○岡部（海外林業コンサルタンツ協会） 再三申しわけありません。

さっきCDMの取引で1単位当たり幾らかという、何らかの価格で取引されるということ、ただ、それを考えてみますと、今はごくわずかなんだろうと、あるいは行われているかどうか、ちょっと私もよくわかりませんが、将来は非常にこれが大きく取引される可能性がある。そのような場合、最低価格を決めるとか、あるいは最高価格を決めるとかというような動きはあるのでしょうか。

と申しますのは、これが造林コストにどう関係してくるかという問題も含まれるんじゃないかと思いますが、その辺の感触はいかがなものでしょうか。

○小松 まず、CDMから発生するクレジットの他に、クレジットには国内の余剰分とか、国内森林の吸収源から発生するもの、それから共同実施によって発生するもの、それぞれのクレジットが入り組んでいますけれども、それぞれの互換性があるかないか、互換性が認められるかどうかについて、これは実は議論になっておりまして、それによってそれぞれの1単位の価格が変わってくるかもしれない、というふうに思っております。アンブレラグループ、あるいは先進国としては互換性というのは当然の前提というふうに考えておりますので、それを前提としてお話しさせていただけば、価格の方につきましては、需要と供給がどう変わるかによって大きく変わってくると思います。先進国が各国で石油の消費を減らすとか、排出抑制を進めて、どの国もかなり楽に約束達成ができそうだなというような気配があれば、クレジットの1単位というのは買ってくれる人が少なくなりますので安くなるだろうなと思います。逆であれば、需要する人が多くなればなるほど高くなるんだろうと思いますが、それとともにクレジットの方もプロジェクトがたくさんできてきて、たくさん市場に出てくるような事態になれば、価格はうんと下がってしまうということもあるので、価格がどうなっていくのかというのは見通せないというのが正直なところなのです。では、上限価格、下限価格というような統制価格がつけられるかという、最終的な購入者である先進国が、全員が結束しなければ価格統制というのはできないはずだと思うんです。恐らくそういうことは現実的にはあり得ないと思います。結論から言って、まずそういうような世界は想像しにくい

なというのが、私の個人的な感想です。ですから、全く自由な市場でクレジットの価格が決まっていくという姿になるのではないかなというのが現時点での私の予想です。

○岡部（海外林業コンサルタンツ協会）　O P E Cと同じような動きにならないのでしょうか。

○小松　O P E Cの場合は供給をうんと絞るというようなことが、政治的に、あの場合、結束して可能であり、価格高騰させる、あるいは価格操作するということが可能だったのだろと思いますが、クレジットの場合はこれだけ供給側と需要側のプレイヤーがいろいろ多様過ぎると、余り統制的なマーケットには、ちょっとなり得ないのではないのかなという気がします。

○弘中（日本林業技術協会）　C D M事業として、きょうの参加者が一番関心があるのは、今、お話しのように、吸収源としての造林事業というものだと思うんですが、これが、吸収源そのものが入るかどうかが、それはまだ決まっていないということなので、対応もなかなかはっきり定まっていないということはよくわかったんですが、吸収源以外のもので、既にC D M事業として、ある程度具体化しているような話、それについての論議が、また別の視点から、そういう論議があったのかどうかということと、それから、吸収源として、今、話題になっているのは、一応森林だけと考えてよろしいかどうか、この2点、お願いします。

○小松　C D Mの対象という観点からいいますと、吸収源がこれだけ大きくクローズアップされましたけれども、それと実は原子力というのがあったのです。全体としてはC D Mの対象となる分野は限定をかける方向ではない。要するに、C D Mの対象分野は限定しないというのを、まず一番の基本にして、ただ、例えば原子力とか巨大な水力発電所についてはどうするかとか、というような議論はありましたけれども、根本として分野限定というのは、まずしないことにしようというのが議論の大勢であったというように伺っています。

ただ、原子力と大規模水力発電所というのは別な観点からの環境影響というのを、よく考えなければいけないという議論があり、これに対しては、いや、気候変動枠組条約という枠の中では、温暖化防止の観点のことだけで議論すべきであって、ほかの環境影響という議論は、また別の場ですべきだというような議論もあって、最終決着には至ってません。

それから、今のご質問は……？

○弘中（日本林業技術協会） 吸収源としては森林だけが取り上げられるのかということとです。

○小松 吸収源は、本来であれば、LULUCF、つまり Land Use, Land Use Change, and Forestry ということで、森林だけではなくて、土地利用変化に起因する吸収、例えば農地ですね、そういったことも当然ながら温暖化防止の効果がはっきり上がるということを明確に示すことができるのであれば、CDM事業として何らおかしくないというわけですし、今の議論の流れでCDMの対象を限定しないということが確定するのであれば、例えば農地による吸収の確保といったようなプロジェクトも理論的には全く不可能ではないというふうに考えています。

○司会 どうぞ。

○渡辺（日本製紙連合会） 植林のCDMということで、ちょっと……。

コロンビア提言、これは大変いろいろの意味で関心の深い提言だと思いますが、この中で、いわゆる「特定の有効期限が指定された」、こういうふうに書いてありますが、植林プロジェクトの場に、この有効期限というものはどういう性格のものが想定されるのか。それから、特に製紙産業におきましては、今、海外で産業植林、原料調達のための植林、これを進めているわけですが、当然のことながら伐採を前提とした植林をやっているということです。伐採による炭素の動きは、コロンビア提案の中で考えた場合に、炭素が空気中に放出される時点、こういうことになろうと思うんですけども、その後の措置として、代替措置として、その後、また植えるということ、この提案の中の代替措置というのは、その後植える措置というふうに考えてよろしいのかどうか、この辺をちょっとお伺いいたします。

○小松 有効期限の関係のご質問なのですけれども、具体例な議論ができなかったこともあり、有効期限をどう設定するのか、例えばプロジェクト期間にするのか、それとも一定期間を初めからセットして、何か一つの期間をすべてのCDM事業に対して適用するのかということ自体も話ができていないのですけれども、実はコロンビアは、この提案の後、いろいろな議論の場で、5年おきの有効期限、例えば5年、10年、15年というような有効期限設定というのはどうかな、というようなアイデアを言ってきたりもしています。そういう一定期間、例えば5なら5、10なら10というような定められた期間、例えば事業期間が14年であっても、10年で有効期限というようなことだって議論としてはなきにしもあらずなんですけれども、それに対してアメリカは、いや、そうい

うアイデアもあるだろうけれども、もっと短目とか、もっとフレキシブルな有効期限を求めるような事業者だってあるだろうから、固定するというのはどうかなというふうに言っていました。

それから、どの国も具体例なイメージを、例えば事業期間を有効期限とするとか、あるいは何年間までで、それを延長とするかというようなことについて、こうしなければだめだという理屈を持っている国は、ちょっと見当たらなかったというのが現状です。

伐採の方の関係なんですけれども、確かに伐採木の炭素の取り扱いというのは、これから、本来であればS B S T A14以降で議論されていくということになっていたのですが、それと一緒に議論されていくべきなのかな、というふうに思っていたのですけれども、下手をするとC O P 6再開会合にS B S T A14が飲み込まれてしまって、この議論ができないかもしれないんですけれども、そういった観点の議論はしていかなければいけないというふうに確かに思っています。

植えてから伐るまでの期間を一つの有効期限、というふうにセットすることができるのであれば、それで1セットのクレジットとして、またその同じ土地にローテーションとして次に植えたものを、また別セットとして有効期限付きのクレジットとして、かぶせることができれば、うまく回していけるのではないかなというふうには考えています。

井上調整官から、そういうような議論で何か話があれば……

○井上 クレジットの期間のお話にもなると思うんですが、会議の中では、テキストのプロジェクト期間の話のあたりは、ほとんどもう時間がなくて、まだ抜けているところが非常にあります。

ただ、アメリカの方から、これはシンクだけではないですけれども、ほかの事業も含めたプロジェクト期間の提案が、テキストに入っているんですが、これだと、例えば森林プロジェクトは伐期の長いものとか短いもの、いろいろありますから、例えば伐期を一つのプロジェクト期間というふうにみなす考え方をとった場合に、アメリカ提案だけだと、ちょっと不足だということを日本の方から補足してありまして、それは今の一番新しいテキストの中にはその部分が入っております。つまり、期限の設定というのはプロジェクトの参加者が提案して、それが認められれば、その期間が受け入れられるというふうな書き方にしています。

ただ、この意見を言ったとき、E Uからすごい反対があったんですけれども、アメリカからは、日本の提案を支持するというで結局書き込まれています。 そのような

経緯もありました。

○司会 もうお一人だけということをお願いいたします。

○鶴川（関西電力） クレジットのことなんですが、最初の日本の提案では、FAOのアクティビティ ベースということだったと思うんですけども、その後、森林のA R D活動の定義の中でI P C Cの定義を用いるということに移行されたということでした。その場合、クレジットのお話なんですが、I P C C定義でいくと、伐採についてはデビットになるということなので、クレジットのC E Rの話をよく聞くんですけども、デビットの方のC E Rみたいなものも何かできるような感じなんではないでしょうか。

つまり先ほどの短伐期でクレジットをつくとしてもですね、伐採したときによって、これが排出としてカウントされれば、その分の、今度は反対の方向、マイナスの方の要因になる。実際は何かどういうふうに取り扱われるのかなということ、移行されたときに、そういう点、何か考慮されたんでしょうかということなんなんですけれども。

○小松 国内森林の取り扱いに関する3条3項、4項の議論ではデビットをどうするかという議論は随分あったように伺っていますけれども、海外の吸収源C D M関係で、いわゆるデビットの関係の議論というのは、今までも起きたことがないというふうに承知しています。

C O P 6の場合、もし何かあればですけども。

○井上 議論はしていないです。そういうもののかわりにベースラインを設けたということになるとは思うんですけども。

○司会 それでは、まだご質問は尽きないと存じますが、時間も参りましたので、ここで小松課長補佐の講演を終えたいと思います。大変ありがとうございました。（拍手）

本日の説明会はこれで終了いたします。

最後に2点だけ、ちょっとお願いのご連絡がございます。

1つは、冒頭でちょっと申し上げましたが、2月1日、2日、資料の中に入れさせていただきますいておりますが、本件に関する国際フォーラムを開きます。国外の方々もお見えになりますので、お時間のごきいます方、ぜひご参加願えればと存じます。

もう一つは、先ほど休憩時間にちょっとご依頼がございましたので、ご紹介いたします。国際協力事業団J I C Aの瀧本さんが見えておりまして、先ほど井上調整官のお話で出ましたインドネシアの炭素固定森林経営実証調査の2種類のパンフレットを持って

きておられるのだそうで、出口で、ご希望の方に差し上げますということでございます。
よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の説明会を終了いたします。お忙しいところ、参加
していただきまして大変ありがとうございました。（拍手）

井上講師 レジメ・資料

COP6における京都メカニズムに関する議論の概要

1. サブグループによる閣僚級交渉（21日（火）から23日（木））

(1) 閣僚級の交渉が開始された第2週の21日（火）以降、議論の収斂を図るべく4つのサブグループを設置

Box A : キャパシティビルディング、技術移転、資金

Box B : 京都メカニズム

Box C : 吸収源 (LULUCF)

Box D : 政策措置、遵守、報告

(2) 京都メカニズム関連のサブグループ議長として川口環境庁長官。共同議長としてサルテンベルグ伯環境大臣。

(3) サブグループにおける議論事項

① CDMの執行理事会の構成とCOP/moPの関係

② CDMの対象事業要件

③ 資金の追加性 (additionality)

④ 補足性 (supplementality)

⑤ Share of Proceeds の適用の拡大

⑥ 排出量取引の責任 (liability)

⑦ 同価性・互換性 (fungibility)

2. プロンク議長ノート（23日（木）夜）

(1) プロンク議長より、各サブグループ議長の結果報告を踏まえ、23日（木）夜、主要論点について、今後の交渉の基礎となる議長ノートが議長個人の責任において提示。

(2) メカニズム関連の議長ノートの主な内容は以下の通り。

1) share of proceeds (Box A)

温暖化適応化基金として、CDM から発生するクレジット(CER)の2%。
森林保全等の分野は適応化活動に含まれる。

2) CDM理事会の構成

国連地域割に基づく配分とする(5地域×3人+AOSIS)。

3) CDMにおける対象事業

原子力の使用を控える旨先進国が宣言する。

吸収源(LULUCF)については、新規植林、再植林に限定して認める(Box C)。

4) 補足性(Supplementality)

先進国は主として1990年以降の国内行動により目標を達成しなければいけない。

5) 責任(Liability)

各国は自国の排出割当量の30%のみ取引に使える。

6) 同価性(Fungibility)

CDM は自国の排出約束達成のためだけに使える。

7) CDM の地理的偏在の解消

CDM プロジェクトの公的資金は現行のODAに追加的であればよい。

8) 共同実施の手続き

厳格な手続きは必要としない。

4. 吸収源CDMにかかる議論について

5. その他

2000年11月25日

会議の結論

COP6 の決定 Decision-/CP.6

ブエノスアイレス行動計画の実行について

締約国会議は、(中略)

- 1 11月23日のブロンク議長の非公式ノートを、締約国会議に向けた交渉テキストを仕上げるための政治的ガイダンスの要素として留意する。
- 2 COP6を延期することを決定する。また、交渉テキストを完成させ、ブエノスアイレス行動計画の全ての事項について、包括的で釣り合いのとれたパッケージによる決定を採択するために、2001年5～6月にCOP6を再開することが望ましいとの助言を行うことを議長に要請する。
- 3 再開会合で、これらのテキストをさらに発展させ考慮を払うための提案を行い、前もって必要な助言を行うことを議長に要請する。
- 4 全ての締約国に対し、政治会合を開催し、再開会合においてブエノスアイレス行動計画の全ての事項について交渉を成功させるために共通の立脚点に立つことを求める。

NOTE BY THE PRESIDENT OF COP6

23 NOVEMBER 2000

23-11-00 7:04 PM

This note is presented on my personal responsibility as a basis for further negotiations and in an effort to bring COP 6 to a politically successful conclusion this week.

The note addresses the key issues that remain unresolved in the documents transmitted to the Conference by the subsidiary bodies at the close of their 13th sessions last Saturday, 8 November 2000. It draws upon ideas contained in those documents, which have emerged over the course of negotiations on the implementation of the Buenos Aires Plan of Action. It takes account of the state of play at the conclusion today of the four informal sub-groups that I launched last Tuesday, 21 November 2000. These results were conveyed to me by the Ministers whom I entrusted with facilitating the informal sub-groups. I heartily thank them for their efforts to promote consensus. They are in no way responsible for my assessment.

This note does not address the achievements of our hard-working negotiators on Articles 5, 7 and 8 of the Protocol (accounting, reporting and review). The few issues outstanding in this area can be resolved once the outcome of negotiations on other issues is known.

In preparing the proposals in this note I exercised my own political judgement and sought to present a balanced package. I trust that this will advance our constructive negotiation.

Jan Pronk
President of COP 6

***Box A. Capacity building, technology transfer,
Implementation of Articles 4.8/ 4.9; 3.14, finance***

Funding mechanisms and guidance to the GEF

Parties have reached general agreement on frameworks for technology transfer, capacity building, adaptation and impacts of response measures.

Adaptation fund

Parties decide to create a new fund under the GEF: the adaptation fund. Separate guidance will be given to the fund and special consideration will be given to the needs of the LDCs and SIDs.

- ❖ An adaptation fund will be established under the GEF as a trust fund.
- ❖ The implementation of concrete adaptation projects in non-Annex I Parties will be financed (stage III activities). Finance will be generated by the share of proceeds on the CDM (2. % of the CERs generated by a project). Projects will be implemented by the UN implementing agencies.
- ❖ The CDM Executive Board will manage the fund. The Board shall function under the guidance of, and be accountable to, the COP/MOP. Such guidance will be given by COP/MOP on programs, priorities and eligibility criteria for funding of adaptation activities.
- ❖ The following activities will be included in the category of adaptation activities: avoidance of deforestation, combating land degradation and desertification.

Convention fund

Parties decide to create a new window under the GEF: a Convention fund. Separate guidance will be given to the fund and special consideration will be given to the needs of the LDCs and SIDs.

- ❖ The Convention fund will be a special window under the GEF
- ❖ Under this window, new and additional funding will be made available by Annex II Parties for activities in developing countries: technology transfer and technical support, capacity building related to climate change, specific CDM capacity building, national programmes containing mitigation measures, assistance with economic diversification. New and additional funding will also be made available for capacity building in Annex I Parties with economies in transition.
- ❖ Sources of funding will be:
 1. third replenishment to the GEF
 2. voluntary contributions by Annex II Parties
 3. Annex II Parties will transfer [X] percent of their initial assigned amount to the registry of the fund. Annex I Parties can acquire these units, on the basis of Article 17, for the purpose of meeting their commitments of Article 3.1.
 4. ODA
- ❖ The existing GEF council will manage the fund. The fund shall function under special guidance of, and be accountable to, the COP. This will ensure that the GEF becomes more responsive to the needs and priorities of developing countries. Ownership and "country-driven ness" in GEF projects will be enhanced. The scope of activities funded by the GEF will also be broadened. GEF procedures and policies will be streamlined.

Resources

In addition to the Adaptation and the Convention Fund Parties agree to increase resources for climate change funding, through other channels. They agree that the sum total should reach the level of one billion US\$ on an annual basis, as soon as possible, but not later than in the year 2005. If resources in 2005 would be less than one billion US\$, Parties agree to apply a levy on article 6 (Joint Implementation) and / or article 17 (emission trading).

Climate Resources Committee

Parties decide to establish a Climate Resources Committee at COP7, with the following mandate:

- ❖ To give policy advice to existing financing channels and institutions such as the GEF, Regional Development banks, the World Bank, UNDP and other multilateral institutions. The advice will be focused on:
 - ❖ Increasing climate funding
 - ❖ Mainstreaming
 - ❖ Monitoring and assessment

Capacity building

Parties decide to establish a framework to guide capacity building activities related to the implementation of the Convention and effective participation in the Kyoto Protocol, in order to assist non-Annex II Parties. (See Draft Decisions FCCC/SB/2000/CRP.16 and FCCC/SB/2000/CRP.17).

Technology transfer

- ❖ Parties decide to establish an intergovernmental consultative group of technical and scientific experts on technology transfer under the SBSTA
- ❖ The group will:
 - Facilitate the exchange and review of information by creating a clearing house and regional technology information centers;
 - Advise SBSTA on further actions to be taken.
 - Focus on ways and means to address the barriers for technology transfer as identified in the IPCC special report on technology transfer
 - Be composed on the basis of equal geographical distribution
- ❖ SBSTA will review the group's work on a regular basis, consider its advice and if necessary request the COP to take any further action, including inter alia programs and priorities for financing of activities.

Adverse effects of climate change

Actions to be taken by Annex II Parties include:

- ❖ Pilot or demonstration projects to show how adaptation planning and assessment can be practically translated into projects and integrated into national policy and sustainable development planning. Non-Annex I Party national communications, other relevant sources and the staged approach endorsed by the COP will serve as a basis.
- ❖ Adaptation projects, when sufficient information is available to warrant such activities, inter alia, in the areas of water resources management, land management, agriculture, health, infrastructure development, ecosystems, and integrated coastal zone management
- ❖ Improved monitoring of diseases and disease control and prevention for Parties affected by climate change
- ❖ Avoidance of deforestation and prevention of land degradation, insofar as these activities are related to climate change *23.11.00*
- ❖ Strengthening and establishing national and regional centers and information networks for rapid response to extreme weather events, utilizing information technology as much as possible

Actions to address impacts of response measures (Article 3.14)

Annex I Parties and other Parties in a position to do so decide to report in their national communications on:

- ❖ The efforts to limit the adverse social, environmental and economic impacts of the policies and measures they have adopted or are planning with the aim of addressing climate change, such as: reducing or phasing out market distorting instruments (e.g. coal subsidies) and reducing or phasing out the use of high emission energy carriers
- ❖ The national communications will be reviewed under the Kyoto Protocol (Article 8). A certain degree of flexibility shall be allowed to Parties included in Annex I undergoing the process of transition to a market economy.

Actions to address impacts of response measures (Article 4.8)

- ❖ Annex II Parties will assist non-Annex I Parties adversely affected by response measures through concrete actions based on further methodological work in the field of technology transfer, capacity building, economic diversification, increasing energy efficiency in fossil fuel production, advanced fossil fuel technologies (including carbon capture and storage)
- ❖ Developing country Parties will report on their specific needs and concerns arising from the implementation of response measures, effectively implementing the guidelines for national communications

Specific needs of the least developed countries (LDCs, including SIDS)

- ❖ A separate work programme will be established for LDCs to be financed by the GEF, focussing on:
 - Early launch of vulnerability and adaptation needs assessments, including capacity building and technical assistance
 - Development of national adaptation programmes of action
 - Priority for implementation of concrete adaptation projects. Disaster relief, avoidance of deforestation and prevention of land degradation may be included.
 - Establishment of an LDC group of experts to assist in national adaptation programmes of action
- ❖ To encourage a greater flow of CDM projects to the LDCs, CDM projects in LDCs will be exempt from the share of proceeds for adaptation. The implementation of 'small scale CDM projects' will also be promoted

Box B. Mechanisms

COP/MOP <-> Executive Board

A. Composition of the Executive Board of the CDM

- ❖ Parties agree that the composition of the Executive Board is an essential element in ensuring integrity, credibility and efficient operationalisation of the system. Parties therefore decide on a balanced approach in composition and voting procedures.
- ❖ The balance in the Executive Board will be in accordance with current UNFCCC practices (equitable geographical representation of the five UN regional groupings, taking into account the interest groups as reflected by the current practice in the UNFCCC Bureau).
- ❖ Equal numbers of members from each of the five UN regional groups, plus one representative from the group of small island developing States (16 members).
- ❖ Executive Board members shall make every effort to reach agreement on any proposed decision by consensus. Any decision shall as a last resort be adopted by a three-fourths majority vote of the members present and voting at the meeting.

B. Decision-making power of the COP/MOP vis-à-vis the Executive Board

- ❖ The Executive Board shall be subject to the authority and guidance of, and be accountable to, the COP/MOP.

C. Institutions for a prompt start for the CDM

- ❖ Parties decide that a prompt start for the CDM will be operationalised by electing the Executive Board will be elected at the next session of the subsidiary bodies.
- ❖ The Executive Board will be served by the UNFCCC secretariat.
- ❖ Appropriate resources ~~are~~ will be made available for the prompt start of the CDM.

Eligibility of project activities under the CDM

- ❖ Parties recognize that it is up to the Party's discretion to judge whether a project activity is in line with its national strategy on sustainable development.
- ❖ Annex I Parties will declare that they will refrain from using nuclear facilities for generating certified emission reductions under the CDM.
- ❖ Parties decide that because of their contribution to the ultimate objective of the convention and to sustainable development, the following activities should be given priority and will have expedited consideration within the rules, modalities and procedures of the CDM:
 - renewable energy (inter alia small scale hydro)
 - energy efficiency improvements
- ❖ Under the guidance of COP/MOP, the Executive Board shall further develop rules and modalities for the operationalisation of this decision.

Supplementarity

- ❖ Annex I Parties shall meet their emission commitments primarily through domestic action since 1990. Compliance with this principle will be assessed by the facilitative branch of the compliance committee on the basis of qualitative and quantified information, reported in national communications and reviewed under Article 8. The facilitative branch shall advise on how to ensure the effective implementation of this provision. A first assessment should be reported in the fourth national communications of Annex I Parties due in 2005.

Trading modalities and liability

- ❖ Parties agree that Article 17 provides opportunities for Parties to fulfill their commitments in a cost-effective way. Parties also recognize that reporting, review and a strong and enforceable compliance regime are not sufficient to prevent Parties from overselling, thereby potentially endangering the environmental integrity of the system.
- ❖ Parties therefore decide that Annex B Parties shall retain a portion of their assigned amounts in their national registries specific to that commitment period. This portion shall be 70 percent of their assigned amounts or the portion determined on the basis of projected or recent emissions.
- ❖ After the annual review of each Party's emissions data, the portion of assigned amount that must be retained shall be recalculated and, if necessary, adjusted.

Fungibility

- ❖ Parties should protect the climate system for the benefit of present and future generations of human kind, on the basis of equity and in accordance with their common but differentiated responsibilities and respective capabilities. Accordingly, the developed country Parties should take the lead in combating climate change and the adverse effects thereof. Parties affirm that in their actions to achieve the purpose of the mechanisms, Parties shall be guided by Article 2 of the Convention and the principles contained in Article 3 of the Convention.
- ❖ Parties note that per capita emissions in developing countries are still relatively low and that the share of global emissions originating in developing countries will grow to meet their social and developments needs.
- ❖ Parties recognize that the Kyoto Protocol has not created or bestowed - on Parties included in Annex I to the Convention and in Annex B to the Protocol - any right, title or entitlement to emissions of any kind in the pursuance of Articles 3, 6, 12, 17 of the Kyoto Protocol which affects the consideration or decision-making on subsequent commitments. Parties recognize that the consideration of such commitments should be based on equitable criteria, common but differentiated responsibilities and respective capabilities.
- ❖ Parties note that emissions reduction units (under "joint implementation") and parts of an assigned amount (under emissions trading) could be added to, or subtracted from, the assigned amount of a Party. Parties agree that certified emissions reduction units (CDM) could be added to the assigned amount of a Party and could be used for the purpose of contributing to compliance with the quantified emission limitation and reduction commitments in Article 3 without altering that Party's assigned amount pursuant to its commitments inscribed in Annex B.
- ❖ Parties decide that emission reduction units and parts of assigned amount" may be exchanged according to the rules and procedures to be established by the COP/MOP.

Promotion of geographic distribution of CDM projects

- ❖ Parties agree that there should be opportunities for all Parties to participate in the CDM and decide that an equitable distribution of CDM projects will be fostered. Therefore standardized baselines, which are based on an appropriate Annex I average, may be used for small-scale projects (<XMw) and renewable energy projects (<XMw) The Executive Board is asked to elaborate on and make recommendations on preferential treatment of these specific project types.
- ❖ Parties decide to foster LDC participation in the CDM by:
 - Special attention will be paid to institutional capacity building for LDCs;
 - CDM projects in LDCs will be exempt from the share of proceeds for adaptation;
 - Public funding of a CDM project should be additional to current ODA.

Procedures for "joint implementation"

- ❖ Parties note that "joint implementation" takes place among Annex I Parties with greenhouse gas emission limitation and reduction commitments. Therefore, Parties decide that there is no need for stringent procedures on verification if Parties meet the reporting requirements. Parties note that if Parties do not meet these requirements, they should follow the same rigorous procedure as provided for under the CDM procedures.

Box C. Land-use, Land-use change and forestry

Definitions for afforestation, reforestation and deforestation under article 3.3

- ❖ Parties agree that for the implementation of Article 3.3, "forest" is defined in accordance with the FAO definition. Parties recognize that there should be certain flexibility in applying the FAO values in order to reflect national circumstances.
- ❖ Parties decide to establish a process to investigate the feasibility of applying biome-specific forest definitions for future commitment periods
- ❖ Parties decide that for defining afforestation, reforestation and deforestation the set of IPCC definitions shall be applied. According to the IPCC Special Report, this set of definitions delivers an accounting system that is closest to the actual exchange between lands brought under the system and the atmosphere.

Additional activities and accounting under Article 3.4

Eligible activities:

- ❖ Parties decide that a Party may include the following activities: grazing land management, cropland management and forest management (broadly defined land management activities), revegetation (narrowly defined activity).

Accounting:

- ❖ Parties recognize that the scale of the activities applied could lead to major modifications in the effort for Parties to meet the article 3 commitments.
- ❖ Therefore Parties decide that the contribution of additional activities under article 3.4, towards meeting a Party's target in the first commitment period shall be limited to 3 % of the Party's base year emissions.
- ❖ In addition Parties decide that accounting for additional activities shall take place in two distinguished intervals:

First interval (full crediting up to level of 3.3 debit)

- Parties recognize the unintended outcome of article 3.3, namely that countries who have an overall increase in their total forest carbon stock, may nevertheless have their assigned amounts reduced because of accounting and definitional conventions under article 3.3.
- Therefore, Parties decide that Parties may fully account for carbon stock changes and net GHG emissions in areas under forest management up to a level that is equal to the net debit incurred under the provisions of article 3.3, under the condition that the total forest carbon stock change since 1990 in that country compensates the net debit incurred under the provisions of article 3.3. This first interval shall not be more than 30 Mt CO₂.

Second interval (discounted crediting in remaining interval to factor out non-direct human induced effects and to address uncertainty)

- Parties decide that carbon stock changes accounted for in accordance with the provisions of article 3.4 shall, for the broadly defined management activities, exclude the effects of
 - indirect nitrogen deposition,
 - elevated CO₂ concentrations,
 - other indirect effects and,
 - (for forest ecosystems) the dynamic effects of age structure resulting from management activities before 1990
- Therefore, Parties shall apply a reduction of 30% to the net carbon stock changes and net GHG emissions that result from additional cropland and grazing land management activities and of 85% to the net carbon stock changes and net GHG emissions that result from additional forest management.

Additional activities under Article 3.4 in the second and consecutive commitment periods

- ❖ Parties decide that the CoP/moP shall, prior to the fixing of emission commitments for subsequent commitment periods, review the list of agreed additional activities for use in second and subsequent commitment periods, together with the rules, modalities and guidelines for their accounting.
- ❖ Parties further decide that accounting of carbon stock changes and net GHG emissions shall be limited to direct human induced changes on carbon stocks and net GHG emissions. Parties therefore establish a process to periodically review the approach taken with respect to factoring out, taking into account methodological work by the IPCC on this matter.

Implementation of Article 3.7

- ❖ Parties note that, for those Parties for whom land-use change and forestry constituted a net source in 1990, emissions and removals resulting from land-use change should be included in the 1990 emissions base year in accordance with the provisions of Article 3.7.
- ❖ Parties decide that eligibility to make use of this provision will be determined on the basis of a reviewed national inventory

LULUCF under the Clean Development Mechanism

- ❖ Parties agree that LULUCF activities can contribute to the two-fold purpose of the CDM. Parties therefore decide to include afforestation and reforestation under the CDM. However they also recognize the special concerns, which arise from implementing these projects.
- ❖ Parties decide that activities, preventing deforestation and land degradation, will not be eligible as credit generating projects under the CDM. However, these activities will be labeled as priority projects to be funded under the adaptation fund in order to address drought, desertification and watershed protection, forest conservation, restoration of native forest ecosystems, restoration of salinised soils.
- ❖ Parties recognize that accounting modalities and definitions for Article 3.3 may need to be modified, and that the issues of non-permanence, social and environmental effects, leakage, additionality and uncertainty should be properly addressed. LULUCF projects would also need to be in conformity with the objectives of other multilateral environmental agreements.
- ❖ Parties therefore decide to establish a process under the SBSTA to develop rules and modalities taking into account further methodological work by IPCC, where necessary, to deal with these issues.

***Box D. Policies and Measures, Compliance,
Accounting, Reporting and Review***

Policies and measures

- ❖ Parties decide to continue exchange of information on Policies and Measures.
- ❖ Parties decide to invite submissions by Annex I Parties on the meaning of demonstrable progress and the need for guidelines for reporting on this progress (Article 3.2 of the Kyoto Protocol) for SBSTA 14, with a view to have a further consideration at CoP-7.

Compliance: consequences of non-compliance with Article 3.1

- ❖ Parties decide that consequences for non-compliance with Article 3.1 should be agreed in advance and should not be subject to the discretion of the enforcement branch.
- ❖ Parties recognize that subtraction of excess emissions from a party's assigned amount for the subsequent commitment period against a penalty rate guarantees environmental integrity, provided that the adoption and the entry into force of the emission commitments for subsequent commitment periods are timely.
- ❖ Parties note that penalty rates will be an essential element of the compliance system. Although they will partly serve as an interest rate for the delays in the achievement of emission commitments, they should also be an incentive to comply and they should, therefore, be set at a relatively high level.
- ❖ Parties decide that emission commitments for the second commitment period should be adopted before the beginning of the first commitment period.
- ❖ Parties decide that, if a Party has been determined as being in non compliance with its commitments under Article 3.1, the enforcement branch should apply the following consequences:
 - Subtraction of excess emissions from the assigned amount of the subsequent commitment period.
 - Penalty rate should be set at 1.5 and be increased by 0.25 after the subsequent commitment period if the Party concerned is not in compliance at the end of the subsequent commitment period.
 - Parties concerned shall after determination of non compliance, develop and submit to the enforcement branch for its approval a compliance action plan setting out how they propose to meet their commitments in the subsequent commitment period.

Compliance: differentiation between Parties (in particular Annex I and non-Annex I)

- ❖ Parties decide that the mandate of the enforcement branch will be limited to obligations that are incumbent on Annex I Parties.
- ❖ There will be no eligibility requirements for non-Annex I Parties in respect of their participation in the CDM, recognizing that only Parties can participate in the CDM that have ratified the Kyoto Protocol and meet commitments under Article 12 of the Convention taking into account the availability of financial resources.
- ❖ There will be no differentiation between Annex I Parties and non-Annex I Parties in respect of the application of consequences by the facilitative branch.

Compliance: relationship between the COP/MOP and the Compliance Committee

- ❖ Parties decide that the role of the COP/MOP should be limited to giving general policy guidance to the Compliance Committee and that it should not intervene in individual cases.
- ❖ Parties decide that there is no need for an appeals procedure.

Mandates enforcement branch and facilitative branch

- ❖ Parties decide that the mandate of the enforcement branch covers quantitative emission commitments, eligibility requirements under Articles 6, 12 (only Annex I Parties) and 17.
- ❖ All other cases of non-compliance fall within the mandate of the facilitative branch, including Articles 2.3, 3.14, 5.1, 7.1, 7.2, 10 and 11, taking into account the character of commitments for Annex I and Non Annex I Parties.
- ❖ The facilitative branch shall be responsible for providing advice, facilitation to parties in implementing the Kyoto Protocol and promoting compliance of Parties with their commitments under the Protocol.

Compliance: composition of the Compliance Committee

- ❖ Parties decide to establish a Compliance Committee, which shall function through two branches namely a facilitative branch and an enforcement branch.

Facilitative branch

- ❖ Parties decide that the balance in the facilitative branch will be in accordance with current UNFCCC practices (equitable geographical representation of the five UN regional groups, taking into account interest groups as reflected by the current practice in the UNFCCC Bureau).
- ❖ Equal numbers of members from each of the five UN regional groups, plus one representative from the group of small island developing States.
- ❖ The facilitative branch shall consist of 11 members.
- ❖ Facilitative branch members shall make every effort to reach agreement on any proposed decision by consensus. Any decision shall, as a last resort, be adopted by a three-fourths majority vote of the members present and voting at the meeting.

Enforcement branch

- ❖ Parties decide that the balance in the enforcement branch will be in accordance with current UNFCCC practices (equitable geographical representation of the five UN regional groupings, taking into account the interest groups as reflected by the current practice in the UNFCCC Bureau).
- ❖ Equal numbers of members from each of the five UN regional groups, plus one representative from the group of small island developing States.
- ❖ The enforcement branch shall consist of 11 members.
- ❖ Enforcement branch members shall make every effort to reach agreement on any proposed decision by consensus. Any decision shall as a last resort be adopted by a:
 - Three-fourths majority vote of the members present and voting at the meeting
 - Double majority (majority as a whole and in annex I and non annex I).

Compliance: Legal basis, the form of adoption of the final result on compliance

- ❖ Parties decide that the adoption of the compliance system, including binding consequences, should be legally based on:
 - An agreement supplementing the Kyoto Protocol prior to its entry into force

プロンクペーパー(抄)

ボックスC. 吸収源

3条3項による新規植林、再植林、森林減少の定義(p.9)

- ・ 締約国は、3条3項の実施のために「森林」はFAO定義により定義されることに合意する。締約国は、各国の状況を反映するためにFAO定義の適用に一定の柔軟性を持つべきであることを承認する。
- ・ 締約国は、将来の約束期間のために生物群系による森林定義の実現性を調査するプロセスの設立を決める。
- ・ 締約国は、新規植林、再植林、森林減少を定義するのにIPCC定義が適用されるべきであると決定する。IPCC特別報告書によれば、この定義により、土地と大気との間の実際の(炭素の)交換に最も近い計上方法がもたらされる。

3条4項に基づく追加的活動と計上(p.10)

採用される活動

- ・ 締約国は、次の活動を含んでもよいと決定する。
放牧地管理、農耕地管理、そして森林管理(広義の土地管理活動)、植生回復(狭義の活動)

計上方法

- ・ 締約国は、適用される活動の規模が、3条の約束を達成するための締約国の努力により、大きく調整されることを承認する。
- ・ このため締約国は、第1約束期間における締約国の目標を達成するのに、3条4項のもとの追加的活動の貢献は、締約国の基準年の排出量の3%に制限すべきであると決定する。
- ・ 加えて締約国は、追加的活動の計上が2つの区間について行われることを決定する。

第1区間(3条3項のデビット分までを全量クレジットとすること)

- ・ 締約国は、3条3項の意図しない結果、すなわち全森林の炭素蓄積が全体として増加する締約国が、3条3項のもとの計上と定義の約束のため、それにもかかわらず減少させた割当量であってもよいことを承認する。

- ・ このため締約国は、その国における1990年以降の全森林の炭素蓄積変化が、3条3項による純デビット(排出)を埋め合わせるという条件のもとで、3条3項による純デビットに等しい水準まで、締約国は森林管理が行われる区域における炭素蓄積変化と温室効果ガス排出の全量を計上してもよいことを決定する。この第1区間は3千万tCO₂を超えないものとする。

第2区間(残りの区間について非人為的影響を考慮し、不確実性に取組むためのクレジットを割り引き)

- ・ 締約国は、3条4項に基づき計上される炭素蓄積変化から、広義の管理活動については、次の影響を除くことを決定する。
 - ・ 間接的な窒素貯蔵
 - ・ CO₂濃度の上昇
 - ・ 他の間接的な影響
 - ・ (森林生態系における)1990年以前の管理活動による林齢構成の動的な効果
- ・ このため締約国は、追加的な農耕地と放牧地管理活動による炭素蓄積の純変化及びGHGの純排出の30%の割引率を、追加的な森林管理による炭素蓄積の純変化及びGHGの純排出の85%の割引率を適用する。

第2約束期間以降における3条4項に基づく追加的活動(p.11)

- ・ 第2約束期間以降の排出削減目標を決定する前に、COP/moP が、炭素収支計上のための、仕組み、規則及びガイドラインと併せ、第2約束期間以降の使用のための、同意した追加的活動のリストを審査を行うべきであることを、締約国は決定する。
- ・ さらに締約国は、炭素蓄積変化と温室効果ガスの純排出の計上は、直接的人為的な炭素蓄積の変化や温室効果ガス排出に制限されるべきであることを決定する。従って締約国は、この課題に関するIPCCの方法論的な作業を考慮し、解釈に関して採用される手法について、定期的に審査を行うためのプロセスを構築する。

3条7項の実施

- ・ 締約国は、1990年においてLUCFが発生源を構成している締約国においては、3条7項の規定に基づき、土地利用変化に起因する排出と吸収を1990年の基準排出量に含めることに留意する。
- ・ 締約国は、この規定の使用のための適格性は、審査された国別報告に基づき決定されるものであることを、決定する。

CDMにおけるLULUCFの取扱い

- ・ 締約国は、LULUCF活動がCDMの2重の目的に貢献することができることに同意する。従って、締約国は、CDMに新規植林及び再植林を含めることを決定する。しかしながら、これらのプロジェクト実施の際に生じる特別な懸念についても認識している。
- ・ 締約国は、森林減少や土地の劣化を防止する活動は、CDMに基づくクレジットを発生する事業として適用しないことを決定する。しかしながら、これらの活動は、干ばつ、砂漠化と流域保護、森林保全、原生の森林生態系への回復、塩害の修復に対処するため、適応基金が投資される優先的な事業として分類される。
- ・ 締約国は、炭素収支計上手法及び3条3項に基づく定義が改訂される必要があるかもしれないこと、非永続性、社会的経済的影響、リーケッジ、追加性及び不確実性についての問題が適切に対処されるべきであることを認識する。LULUCFプロジェクトは、また、他の多国間環境協定の目的と整合性を保つ必要がある。
- ・ 従って、締約国は、これらの課題を扱うために、必要であればIPCCの更なる方法論的作業を考慮に入れ、SBSTA の下でルールと仕組みを開発するためのプロセスを設定することを決定する。

参加資格について

共同実施

Article 6 of the Kyoto Protocol

9. A Party included in Annex I that authorizes legal entities to participate in Article 6 projects under its responsibility shall remain responsible for the fulfilment of its obligations under the Protocol and shall ensure that such participation is consistent with this annex.
10. A Party included in Annex I involved in one or more projects under Article 6 shall submit to the secretariat a report identifying the Party's focal point of contact for the purpose of project approval pursuant to Article 6, paragraph 1(a).

CDM

Article 12 of the Kyoto Protocol

37. [Each certified project activity in the CDM must involve the participation both of a Party included in Annex I and a Party not included in Annex I.]
38. Participation in a CDM project activity is voluntary.
39. A Party not included in Annex I may benefit from CDM project activities if it:
- (a) Has ratified the Protocol;
 - (b) [[Has submitted its national communications in accordance with Article 12 of the Convention][Is in compliance with its commitments under Article 12 of the Convention taking into account Articles 4.3, 4.5 and 4.7 of the Convention];]
 - (c) [[Is bound by procedures and mechanisms on compliance adopted by the COP/MOP] [Is bound by procedures and mechanisms on compliance adopted by the COP/MOP and has not been excluded from participation in the CDM according to its procedures and mechanisms];]
40. [A private or public entity [, including international financial entities and multilateral funds,] may participate in CDM project activities with the approval of the [Parties involved][Party in which it is operating or legally resident, if the Party meets the requirements in paragraphs 36 as applicable].]
41. Option 1: A Party included in Annex I that authorizes participation of private and/or public entities [under the CDM, including in activities mentioned in Article 12, paragraph 3 (a), and in the acquisition of certified emission reductions] [in CDM project activities] shall remain responsible for the fulfilment of its obligations under the Protocol and the Convention and shall ensure that such participation is consistent with this annex on modalities and procedures.[Any costs, risks or liabilities that have not been expressly accepted by the Party not included in

Annex I at the time of approval of the CDM project activity shall be assumed to be the responsibility of the participating Party included in Annex I.]

Option 2: A Party included in Annex I that authorizes participation of private and/or public entities [under the CDM, including in activities mentioned in Article 12, paragraph 3 (a), and in the acquisition of certified emission reductions] [in CDM project activities] shall remain responsible for the fulfilment of its obligations under the Protocol and the Convention and shall ensure that such participation is consistent with this annex on modalities and procedures.

42. A Party may develop national rules or guidelines, consistent with modalities and procedures established for the CDM, for the participation in CDM project activities of that Party and of entities resident in or operating under the jurisdiction of that Party. The Party shall publish such national rules and guidelines.

43. Parties participating in the CDM shall designate a national authority for the CDM;

排出量取引

Article 17 of the Kyoto Protocol

*(Note: The following paras. refer to **participation**.)*

5. Option 1: (a) A Party included in Annex B authorizing any legal entity subject to its jurisdiction to participate in international emissions trading shall establish and maintain a domestic system for accurate monitoring of greenhouse gas emissions of all relevant authorized legal entities.

(b) A Party included in Annex B authorizing any legal entity subject to its jurisdiction to participate in emissions trading under Article 17 shall remain responsible for the fulfilment of its obligations under the Protocol and shall ensure that such participation is consistent with this annex. Legal entities may not participate in emissions trading under Article 17 during any period of time in which the authorizing Party is ineligible according to the provisions of paragraphs [1 to] [2 to] 4 above.

Option 2: *(Note: this options consists of para. (b) above.)*

Option 3: Transfers and acquisitions of PAAs shall take place between Parties included in Annex B, provided that the transferring Party, in the achievement of its quantified emission limitation and reduction commitment under Article 3, has been able to limit or reduce its greenhouse gas emissions to an extent which exceeds its emission limitation and reduction commitment, thereby resulting in a part of the assigned amount of emissions not being used.

6. [A Party included in Annex B authorizing any legal entity to participate in emissions trading under Article 17 shall maintain an up-to-date list of such entities and make it available to the secretariat and the public.]

平成12年12月8日
農 林 水 産 省
林 野 庁

インドネシア・炭素固定森林経営現地実証調査のR／D署名について (JICA開発協力事業)

平成12年12月6日、インドネシアにおいて国際協力事業団(JICA)とインドネシア林業省との間でJICA開発協力事業「炭素固定森林経営現地実証調査」(参考1)の開始のための合意文書(R／D)に署名が行われ、平成13年1月に日本人専門家がインドネシアに派遣され、プロジェクトが開始されることになる。

1. 実証調査要請の概要

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された京都議定書では、持続可能な植林及び森林経営活動が温暖化防止策の一つとして規定され、さらに、途上国における地球温暖化ガス削減のための事業(CDM)(参考2)が先進国の数値約束達成のための手段として規定された。

このため、植林事業に対するNGO・企業及び途上国の関心が高まり、林木による効果的な炭素固定を行う植林手法確立のための協力がインドネシア政府から要請された。

2. プロジェクトの基本計画

- (1) 上位目標：植林によって炭素の効果的な固定を図り、温室効果ガスの吸収・削減を通じ、地球温暖化の抑制に貢献する。
- (2) プロジェクト目標・意義：炭素固定のための造林技術及び森林経営技術を確立し、植林を検討している団体にその情報を提供する。我が国は森林の減少が著しいインドネシアにおいて、多くの森林に関する技術協力を行ってきた。この緊密な関係と経験を活用して持続的な森林経営、植林活動の促進に寄与する実証調査を行う。
- (3) 成果：プロジェクト活動から得られた結果を基に、炭素固定のための森林の経営、管理、評価方法を確立し、それに関するマニュアルを広く公開・配布する。
- (4) 活動：上記の目的を達成するために、次の事項をインドネシア側と協力しながら実施していく。
 - ① 人工林における炭素固定量の定量的推定方法の開発
 - ② 効果的な木炭生産技術の開発及び木炭施用による人工林造成技術の開発
 - ③ 炭素固定造林の経営試算及び造林・森林経営マニュアルの作成
- (5) 協力期間：平成13年1月から5年間

3. 現地実証調査実施体制

先方実施機関：林業省林業研究開発庁、森林自然保全研究開発センター、
林産研究開発センター

日本側実施機関：JICA

協力機関：農林水産省林野庁、森林総合研究所

4. 地球温暖化問題に関する特記事項

本実証調査は、平成7年のCOP1で定められた共同実施活動(AIJ)(参考3)として、両政府の合意に基づき森林・林業分野では初の相互認定を予定している。

経済局国際協力計画課
事業団班 担当：小宮山、今井(内線2948、2851)
林野庁計画課海外林業協力室
海外指導班 担当：上田、野邊(内線6214、6215)

(参考 1)

開発協力事業（現地実証調査）について

開発協力事業は、日本政府が国際協力事業団（JICA）を実施機関として行うもので、日本の企業等が開発途上地域等で行う事業活動のうち、

①試験的に行われる事業であって、技術の改良又は開発と一体として行わなければその達成が困難な事業（試験的事業）

もしくは、

②開発事業に付随して必要となる関連施設であって周辺の住民の生活、福祉の向上にも役立つ公共性の高い施設の整備事業（関連施設整備事業）

に対し、JICA が非常に緩やかな条件（長期・低利）の資金を融資（開発投融资）するものである。

また、事業の実績がなく、開発基本構想の策定に必要なデータが十分得られない場合に、基礎的なデータの蓄積を図るとともに経営面からの検討素材を得ることにより開発基本構想を策定し、これらを通じて民間企業の進出を誘導するために各種の調査の実施、技術専門家の派遣、開発途上国からの研修員の受入れといった技術協力（現地実証調査）を行うものである。

(参考 2)

クリーン開発メカニズム（CDM）について

平成 9 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）において、先進国が途上国で温室効果ガス削減のためのプロジェクトを実施し、これにより、途上国の持続可能な開発の達成を支援するとともに、プロジェクトにより発生する排出削減量（又は吸収量）の一部を、先進国の排出削減約束数値達成の一部として使用することが出来る仕組みとして、クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism（CDM））が規定された。

なお、植林等の吸収源事業を CDM に含めることについては、締約国会議等の場で議論中。

(参考 3)

共同実施活動（AIJ）について

平成 7 年 3 月にベルリンで開催された気候変動枠組条約第 1 回締約国会議（COP1）において、条約の締約国間で行う地球温暖化防止対策として、共同実施のための実験的活動（共同実施活動、Activities Implemented Jointly（AIJ））を行うことが決定された。

AIJ は、具体的には、先進国が途上国等において、温室効果ガスの削減及び吸収源による吸収プロジェクトを実施し、技術、ノウハウを蓄積して地球温暖化対策を費用効果的に行っていくことを目指すものである。

なお、AIJ 自体は、地球温暖化ガス排出削減数値目標を達成するためのクレジットが発生するものではないが、京都議定書で規定されている CDM の試験的段階の事業であるとの位置づけができるものであり、我が国や米国は、将来的には CDM への移行を志向している。

小松講師 レジメ・資料

CDM植林プロジェクトにかかる技術的課題

1. CDM（議定書第12条）

- (1) 途上国の持続可能な開発の達成
- (2) 大気中の温室効果ガス濃度の安定化（温暖化の防止）に貢献
- (3) 先進国の排出削減約束履行の支援

2. CDM事業

- (1) 気候変動の緩和に関連する、実際の、測定可能な、長期間にわたる利益
- (2) プロジェクト活動が行われない場合に対し追加的
- (3) プロジェクト活動から生起する認証排出削減量（Certified Emission Reduction）の獲得

3. 事業の形成

CDM事業としての事業設計書の作成

特徴的項目：

- (1) 持続可能な開発への貢献
- (2) 事業を実施しない場合との温暖化防止効果上の比較基準（baseline）
- (3) 事業実施による事業区域外への影響（leakage）
- (4) [社会、経済、環境、文化上の影響（の評価）]
- (5) 事業計画上炭素の固定を期待する期間と、この間に固定された炭素が大気中に放出される場合の対応：永続性（permanence）
- (6) 追加的であることの説明（additionality）
- (7) 温暖化防止効果の計測手法と実施計画（monitoring）

4. 永続性 —吸収源事業にのみ特有とされる問題—

吸収源 C D M 事業による温暖化防止効果が可逆的であることから生じる問題

対処方法：

- (1) CER の発行対象となり永続性が問題となる炭素と同量の炭素を一定期間別途保持し続ける手法
炭素プール、保険
- (2) CER の発行は、固定した炭素と同量の大気中にある炭素が発揮する温暖化効果を抑制する程度に限定するべきとの考えに基づく手法
tonne-year approach
- (3) 吸収源 C D M 事業での炭素固定による効果を、排出抑制を通じた温暖化防止措置実施までの一時的なつなぎ措置と考える手法（コロンビア提案）
吸収源 C D M 事業により発行される CER に有効期限を設定（無効となるクレジットを補充していく）

コロンビア提案を交渉テキストに具体化するための提案の基本的考え方

- (1) 吸収源CDM事業の実施者は、特定の有効期限が指定された CER (T-CER) の発行を受ける。
- (2) モニタリングは、T-CER の発行を受けたときから当該 CER の有効期限到来までの間継続する。
- (3) 有効期間中に、固定していた炭素が空気中に放出される事態となった場合には、事業実施者は直ちにOEに通報し、当該 T-CER について有効期限が同等である CER（または有効期限が元の CER よりも時間的に遅い CER）と置き換えるための手続きを行う。
- (4) T-CER の発行を受ける前に、事業実施者はOEに対して T-CER の代替 replacement を行うために十分な財務上の保証やクレジットの保有を示す。
- (5) 有効期限到来よりも以前にモニタリングを行わなくなった場合についても上記(3)と同様な措置が必要。
- (6) 有効期限到来時に、当該 T-CER の発行の元となった温暖化防止効果が維持されていることが認められることを条件に、新たな有効期限指定の T-CER 発行を受けることが可能。

ENGLISH ONLY

CONFERENCE OF THE PARTIES
Sixth session
The Hague, 13-25 November 2000
Agenda item 7 (c)

**PREPARATIONS FOR THE FIRST SESSION OF THE CONFERENCE OF THE
PARTIES SERVING AS THE MEETING OF THE PARTIES TO THE KYOTO
PROTOCOL (DECISION 8/CP.4)**

WORK PROGRAMME ON MECHANISMS (DECISIONS 7/CP.4 AND 14/CP.5)

Article 12 of the Kyoto Protocol

Note by the President

Addendum

1. This text has been prepared under the authority of the President of COP 6 to facilitate future work. It is based on the text forwarded to the COP by the subsidiary bodies at the second part of their thirteenth sessions (FCCC/SB/2000/CRP.20/Add.1), as well as on informal consultations and recommendations from the chairmen of the subsidiary bodies, assisted by the chairman of the contact group on mechanisms.
2. The COP is invited to take note of this text, recognizing that the text forwarded to the COP by the subsidiary bodies contained in document FCCC/SB/2000/CRP.20/Add.1 also remains on the table.

Annex B ([UNFCCC CDM reference manual])

Project design document

Option A (para 1):

1. A project activity shall be described in detail in a project design document and shall include the following:

- (a) A short, objective, non-technical summary of the purpose and context of the project;
- (b) A description of the project:
 - (i) Project purpose;
 - (ii) Contribution to sustainable development[, as defined in the host Party's national development plan][, as defined in Agenda 21 and the relevant multilateral environmental agreements];]
 - (iii) Technical description of the project and a description of the transfer of technology, including viability of technological choices;
 - (iv) Information regarding project location and its region;
 - (v) Brief description of the project boundaries (geo-referenced);
 - (vi) Key parameters affecting future developments relevant to the baseline as well as the CDM project activity;
 - (vii) [Socio-economic aspects and social actors involved in the project;]
 - (viii) [Influence of the project on the socio-economic situation of the host Party and/or in the specific region in which the project is implemented;
 - Socio-economic impact of the project beyond its project boundaries, in the influence zone;
- (c) Additional effects (indirect) of the execution and functioning of the project;]
- (d) Proposed baseline methodology:
 - (i) Description of and justification for baseline determination;
 - (ii) Justification of proposed crediting period;
 - (iii) The estimated operational life of the project;
 - (iv) Any other information required to make fully transparent the application of the approved [multi-project] baseline to the specific project;
 - (v) Description of key parameters and assumptions used in the baseline estimate;
 - (vi) Description of the extent to which national policies influence the determination of the baseline

- (vii) [Description of the [national] policies on the type of projects in the Party included in Annex I].;
 - (viii) Data sources to be used to calculate the baseline anthropogenic emissions by sources [and/or anthropogenic removals by sinks], such as historical data on anthropogenic emissions by sources [and/or anthropogenic removals by sinks], variables and parameters used;
 - (ix) Historical anthropogenic emissions by sources [and/or anthropogenic removals by sinks] for the activity, as appropriate;
 - (x) Projection of baseline emissions and emission reductions by year over the operational life of the project;
 - (xi) [Uncertainties (in a quantitative manner, as applicable):
 - Data;
 - Assumptions;
 - Key factors;
 - Other;]
 - (xii) How the [baseline methodology][project] addresses potential leakage beyond the project boundary [at the national and sub-national levels];
 - (xiii) In the case of a new baseline methodology, strengths and weaknesses of the proposed baseline methodology;
 - (xiv) [Positive and negative social, economic, environmental and cultural impacts related to the project;]
- (e) [The executive summary of the environmental impact assessment [, including social impacts] as required under paragraph 49 (d) of this annex, if applicable;]
- (f) [[For land-use, land-use change and forestry CDM project activities]:
- (i) A proposed period of time during which carbon would remain sequestered;
 - (ii) Modalities to address the possibility that some or all carbon sequestered through the project is released before the time specified in subparagraph (i) has elapsed;
 - (iii) Modalities to address potential reversibility of carbon sequestration;]
- (g) Economic and financial information:
- (i) Sources of financing and evidence that the funding is additional;
 - (ii) [Financial and economic analysis (internal rate of return, reserve funds, financial flow)];

- (iii) [Estimates of the costs of implementation and maintenance of the project over its projected lifetime];]
- (h) Additionality: Explanation of how the project activity meets the CDM additionality requirements;
 - (i) Other information:
 - (i) Comments, observations and/or suggestions by local stakeholders and description of their involvement;
 - (ii) Contribution to other environmental agreements (e.g. biological diversity, desertification), as applicable;
 - (j) Monitoring plan:
 - (i) Relevant project performance indicators both within and outside the project boundary;
 - (ii) Data needed for the project performance indicators and assessment of data quality;
 - (iii) Methodologies to be used for data collection and monitoring;
 - (iv) Assessment of the accuracy, comparability, completeness and validity of the proposed monitoring methodology;
 - (v) Quality assurance and quality control provisions for the monitoring methodology, recording and reporting;
 - (vi) Description of how monitored data will be used to calculate the emissions reduced [or removed];
 - (k) Proposed formula for the calculation of the emissions reduced [or removed]:
 - (i) Anthropogenic emissions by sources [and enhancements of anthropogenic removals] that are significant and reasonably attributable to the project activity within the project boundary;
 - (ii) Anthropogenic emissions by sources [and enhancements of anthropogenic removals] that are [significant and] reasonably attributable to the project activity outside the project boundary and within the geographic area of the reference scenario;
 - (iii) The total anthropogenic emissions by sources [and enhancements of anthropogenic removals] from subparagraphs (k) (i) and (ii) above;
 - (iv) Comparison of the total anthropogenic emissions by sources [and enhancements of anthropogenic removals] attributable to the project activity calculated using the approved methodology within the geographic area of the reference scenario to the appropriate baseline;

- (v) Any additional factor required by the executive board to account for changes in anthropogenic emissions by sources [and enhancements of anthropogenic removals] that are [significant and] reasonably attributable to the project activity but outside the geographic area of the reference scenario;
- (vi) Emissions reduced during the specified period;

(l) References.

Option B (para 2)

2. A project activity shall be described in detail in a project design document and shall include the following:

- (a) A description of the project, comprising project purpose, a technical description of the project, and a description of project boundaries;
- (b) Proposed baseline methodology:
 - (i) Description of the baseline calculation methodology and justification of choice;
 - (ii) Justification of estimated operational life of the project and proposed crediting period;
 - (iii) Description of key parameters, data sources and assumptions used in the baseline estimate, and assessment of uncertainties;
 - (iv) Projection of baseline emissions and emission reductions by year;
 - (v) Description of how the baseline methodology addresses potential leakage;
 - (vi) In the case of a new baseline methodology, an assessment of its strengths and weaknesses;
- (c) Documentation of the environmental impact assessment;
- (d) [[For land-use, land-use change and forestry CDM project activities]:
 - (i) A proposed period of time during which carbon would remain sequestered;
 - (ii) Modalities to address the possibility that some or all carbon sequestered through the project is released before the time specified in subparagraph (i) has elapsed;
 - (iii) Modalities to address potential reversibility of carbon sequestration;]
- (e) Sources of financing and demonstration that the funding is additional;
- (f) Explanation of how the project activity meets the additionality requirements;
- (g) Comments, observations and/or suggestions by local stakeholders and description of their involvement;

- (h) Monitoring plan:
 - (i) Data needed and assessment of data quality
 - (ii) Methodologies to be used for data collection and monitoring;
- (i) Proposed formula for the calculation of the emissions reduced [or removed]:
 - (i) Anthropogenic emissions by sources [and enhancements of anthropogenic removals] that are significant and reasonably attributable to the project activity within the project boundary;
 - (ii) Anthropogenic emissions by sources [and enhancements of anthropogenic removals] that are [significant and] reasonably attributable to the project activity outside the project boundary and within the geographic area of the reference scenario;
 - (iii) The total anthropogenic emissions by sources [and enhancements of anthropogenic removals] from paragraph (i) subparagraphs (i) and (ii) above.
- (j) References.

H. Validation and registration

paragraph 49

The designated operational entity selected by project participants, and under a contractual arrangement with them, to validate a project activity, shall review the project design document and any supporting documentation to confirm that the following requirements are met:

(g) Option 1: [For projects designed to enhance anthropogenic removals by sinks, the project ensures that CERs reflect real, measurable and long-term benefits in enhancement of removals and/or avoidance of emissions of greenhouse gases by specifying:

- (i) A proposed period of time during which carbon would remain sequestered;
- (ii) Modalities to address the possibility that some or all carbon sequestered through the project is released before the time specified in subparagraph (i) has elapsed;
- (iii) Each CER issued on the basis of a project activity that relates to the removal of carbon due to land use, land use change, and forestry shall be designated a “temporary certified emission reduction”(T-CER) and shall be valid for a period determined in accordance with paragraph (). The validity period shall form part of the unique serial number of each T-CER;
- (iv) The project design document for a project activity that relates to land use, land use change, and forestry shall specify a project termination date. The project design document shall provide for continued monitoring at regular intervals after the issuance of T-CERs until the end of the project activity termination date, and for reporting the results of such monitoring to the designated operational entity.]

Option 2: [¹For a project activity related to land use, land use change, and forestry that provides benefits related to the mitigation of climate change that are non-permanent, the project activity satisfies the requirements set out in paragraph 77.]

paragraph 77

[²The following provisions shall apply to a project activity related to land use, land use change, and forestry that provides benefits related to the mitigation of climate change that are non-permanent:

1,2: The text within this bracket has not been negotiated.

(a) Each CER issued on the basis of such a project activity shall be designated a "temporary certified emission reduction" or "T-CER" and shall have a validity period of a specified number of years that runs from the time it is retired pursuant subparagraph (e). This validity period shall form part of the unique serial number of each T-CER.

(b) If the benefits related to the mitigation of climate change underlying the T-CER are reversed before a time equal to its validity period has elapsed, project participants shall be responsible for transferring a replacement unit to a cancellation account maintained for this purpose in the registry for Parties not included in Annex I. The replacement unit shall be valid for no less than the remainder of the applicable time. Project participants shall demonstrate to the designated operational entity before the issuance of a T-CER that they have secured sufficient financial guarantees, reserves of assigned amount, or other forms of guarantee approved by the executive board, to ensure that this responsibility will be fulfilled.

(c) In addition to the monitoring elements required by paragraph 89, the monitoring plan for such a project activity shall provide for continued monitoring at regular intervals after T-CERs are issued, and for reporting the results of such monitoring to the designated operational entity. If such monitoring shows that the underlying benefits related to the mitigation of climate change have been reversed before the applicable time has elapsed, the project participants shall immediately notify the designated operational entity and cause an appropriate number of replacement units to be transferred to the cancellation account in the registry for Parties not included in Annex I as provided in subparagraph (b). Failure to monitor or report as required shall be considered equivalent to such a reversal.

(d) A new T-CER may be issued at the end of the applicable time if the underlying benefits related to the mitigation of climate change continue to be maintained, and if the project participants demonstrate sufficient guarantees regarding the new T-CER as provided in subparagraph (b).

(e) An Annex I Party may use a T-CER for the purpose of compliance with its commitments under Article 3.1 by placing it in a retirement account in the Party's registry. The validity period of such T-CER shall begin to run when it is retired. The Party shall replace the T-CER before the end its validity period by placing another unit of assigned amount in a cancellation account maintained in its registry for this purpose.]

